

令和 4 年 12 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

軽自動車検査協会検査部長
(公印省略)

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 74 号、以下「理事長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 75 号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、当該運用につきましては、各事務所長、各支所長及び各分室長並びに国土交通省自動車局整備課長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

理事長通達第5条第1項

- ・ 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するためのシステム（「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。）により申請を行うこととする。
- ・ 登録自動車に係る事務の委託を受けようとする者が運輸支局長等に対して申請を行う際は、検査対象軽自動車に係る事務の委託を同時に申請することができるものとする（以下「同時申請」という。）。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定変更記録事務の委託申請及び当該申請に含まれない運輸支局長等に対して申請を行うことはできないものとする。

理事長通達第5条第3項

- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は運輸支局長等から特定記録等事務の委託を受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータルサイトの様式に入力するものとする。

理事長通達第6条第1項

- ・ 審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト（以下「委託申請審査システム」という。）において行うものとする。
- ・ 同時申請が行われた場合は、運輸支局長等から委託申請審査システムを通じて審査結果が共有される。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請者に対して補正を求める場合、委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を行うものとする。
- ・ 同時申請において「補正指示」が必要な場合は、委託申請審査システムを通じて運輸支局長等に「差戻し」するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請において、補正内容を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は委託申請審査システムに内容を登録し、申請者に対し、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請については、申請者から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うこととする。

理事長通達第6条第2項

- ・同時申請が行われた場合に理事長通達同条第1項の要件を全て満たしていると認めるときに運輸支局長等に対して行う通知は、委託申請審査システムを通じた当該申請の「承認」をもってこれに替えるものとする。

理事長通達第6条第3項

- ・同時申請が行われ運輸支局長等からの委託申請審査システムを通じた審査結果が共有された場合、同条第1項(1)ウに該当する者として取り扱うものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請にあつては、その他適切な方法により運輸支局長等へ問い合わせることとする。

理事長通達第8条

- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請がなされ、これを「承認」したときは、委託申請審査システムにて「通知」を行うとともに、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・既に運輸支局長等より特定記録等事務の委託を受けている者又は既に特定変更記録事務の委託を受けている者から申請があつた場合において、これを「承認」したときは、委託申請審査システムを通じて当該記録等事務代行者に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- ・委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

理事長通達第13条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・変更申請があつたときは、理事長通達第5条第2項、第3項、第6条第1項(2)、(3)、(4)及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- ・変更申請を承認したときは、委託申請審査システムに内容を登録し、当該記録等事務代行者に変更承認書を交付するものとする。

理事長通達第14条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。
- ・当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

理事長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている記録等事務代行者から当該届出を受理した場合は、届出者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者が入力した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定記録等事務代行者が記録等事務代行アプリを使用することができないよう委託申請審査システムにおいて所要の措置を講じるものとする。

(附 則)

理事長通達第12条関係

- ・ 手続きをオンライン化するまでの間は、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている記録等事務代行者から施行規則第49条の13の規定による変更の申請があり承認したとき、第49条の14の規定による変更の届出があったとき、第49条の15の規定による廃止の届出があったとき又は第49条の16の規定による委託の解除を行ったときは、理事長通達第12条第2項及び第3項の規定を達成するために、申請、届出又は解除を行った特定記録等事務代行者の記録を国土交通省へ提出するものとする。

2022 軽検検第 196 号

令和 4 年 12 月 28 日

各 事 務 所 長 殿

各 支 所 長 殿

各 分 室 長 殿

検 査 部 長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 74 号、以下「理事長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとするので、留意されたい。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとするが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 75 号、以下「書面申請通達」という。）によることとする。

また、当該運用については、国土交通省自動車局整備課長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別紙のとおり通知したので申し添える。

令和 4 年 12 月 28 日

国土交通省自動車局整備課長 殿

軽自動車検査協会検査部長
(公印省略)

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 74 号、以下「理事長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、報告いたします。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 75 号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、当該運用につきましては、各事務所長、各支所長及び各分室長並びに関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第209号の3
令和4年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）に基づく準備行為のため定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）第11条及び第12条に係る特定記録等事務代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第209号
令和4年12月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）に基づく準備行為のため定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）第11条及び第12条に係る特定記録等事務代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、以下のとおり運用することとするので、留意されたい。

なお、本件については、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第209号の2
令和4年12月26日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）に基づく準備行為のため定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）第11条及び第12条に係る特定記録等事務代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、別添のとおり運用することとしましたので、了知願います。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い

1. 検査標章の配付及び受領

- (1) 特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書（別記様式1）に申請年月日、申請者名、配付希望枚数等の必要事項を記入し、委託を受けた運輸支局長に提出しなければならない。この場合において、施行規則第49条の4第1項第1号の申請を行う自動車検査登録事務所に提出することができるものとする。いずれにおいても提出先は1か所とする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に提出しなければならない。

申請の際は、委託書の写し及び検査標章授受出納簿（事業者用）（別記様式2）の写し（初回申請時を除く）を提示するものとする。

- (2) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者から検査標章配付申請書兼受領書の提出があった場合は、次に掲げる確認等を行い、内容が適切な場合は申請書の余白部分に受付日付印を押印した上で、検査標章を配付することとする。なお、自動車検査登録事務所に検査標章配付申請書兼受領書が提出された場合は、自動車検査登録事務所において、同様の確認等を行い、内容が適切な場合は検査標章を配付することとする。

特定記録等事務の委託を受けて初めて提出された申請については、次に掲げる確認事項にかかわらず、当分の間、配付枚数は原則一律100枚とする。この場合、希望枚数算出根拠の記載は不要とする。

イ 特定記録等事務代行者から提出された検査標章配付申請書兼受領書に記載の不備等がないか確認すること。

ロ 希望枚数算出根拠が適切であるかを確認し、希望枚数を配付すること。希望枚数算出根拠が不適切であることが判明したときは、配付しないものとする。この場合において、希望枚数が当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の継続検査業務量に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）を超える場合（直近3ヶ月の間に複数回申請があった場合は、その配付枚数を含めて判断するものとする。）又は前回配付した検査標章の使用実績を3ヶ月間の使用枚数に換算した値に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）を超える場合は、希望枚数算出根拠が不適切であるものとして補正を求めるものとする。ただし、個別の状況を鑑み、適切に算出できると認められる別の方法が示された場合は、当該算出方法により判断しても差し支えない。なお、前年度の実績が無い場合や事業規模の変更等により、業務量の変化が見込まれる場合等は、使用予測枚数及びその理由を記載させるものとする。検査標章を配付する枚数は、在庫状況や申請者の残枚数を考慮し、調整することができる。

- (3) 検査標章を受領した者は、検査標章配付申請書兼受領書の受領者氏名欄に記名しなければならない。

2. 検査標章の管理

- (1) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に、検査標章授受出納簿（事業者用）を作成させ、検査標章の出納状況を明らかにさせることとする。作成に当たっては、受入れ、交付、き損、紛失等出納事由を明らかにさせるものとする。
- (2) 特定記録等事務責任者は、検査標章を受領した際は、直ちに受領した検査標章の数量等を確認し、検査標章授受出納簿（事業者用）に必要事項を記入しなければならない。この場合において、受領した単位に応じて、箱又は束ごとに付された番号を記入することとしても差し支えない。

- ・大箱番号の例：L X X 0 0 0 0 1
- ・小箱番号の例：S X X 0 0 0 0 1
- ・束番号の例：T X X 0 0 0 0 1
- ・検査標章番号の例：X X 0 0 0 0 0 0 1

※Xは西暦の下二桁

- (3) 運輸支局長は、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け自車第880号）」別添「自動車検査業務実施要領」6-1に規定されている検査標章授受出納簿以外に特定記録等事務代行者に係る検査標章授受出納簿（運輸支局用）（別記様式3）を作成し、検査標章の出納状況を明確に記録しておかなければならない。受入欄の記入については、特定記録等事務代行者から検査標章の返納があった場合に行うものとする。なお、自動車検査登録事務所で配付等を行った場合は、自動車検査登録事務所において検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、同様に扱うものとする。
- (4) 運輸支局長は、自動車検査登録事務所に対し、(3)に規定する方法により記録した出納状況を検査標章納入予定月の前月10日までに報告させるものとする。

3. 検査標章の保管等

- (1) 特定記録等事務責任者は、事業場において紛失、盗難等がないように厳重に検査標章を保管しなければならない。
- (2) 特定記録等事務代行者は、き損した検査標章を検査標章授受出納簿（事業者用）とともに保存しなければならない。

4. 各種届出等

- (1) 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失したときは、直ちにその年月日、枚数及び理由その他必要事項を検査標章紛失届出書（別記様式4）に記入し、特定記録等事

務の委託を受けた運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者にあつては、軽自動車検査協会に届け出なければならない。

- (2) 特定記録等事務代行者は、印刷前の検査標章で不良のものがあつた場合は、受領した運輸支局又は自動車検査登録事務所に返納しなければならない。
- (3) 運輸支局長は、返納された検査標章を確認し、検査標章授受出納簿（運輸支局用）に必要事項を記入すること。同様の不良の形態が頻発している場合は本省に報告することとする。なお、自動車検査登録事務所に返納された場合も同様の扱いとし、同様の不良の形態が頻発している場合は運輸支局長に報告することとする。本省に報告する必要がないと判断した検査標章については、運輸支局又は自動車検査登録事務所においてさい断、せん孔等再使用を防止する措置を講じて廃棄するものとする。

5. 保存期間

- (1) 特定記録等事務代行者は、作成した検査標章授受出納簿（事業者用）を記録した日から3年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。
- (2) 運輸支局長は、作成した検査標章授受出納簿（運輸支局用）を記録した日から3年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。自動車検査登録事務所で作成した検査標章授受出納簿（運輸支局用）については、自動車検査登録事務所において同様に保存するものとする。
- (3) 運輸支局長は、提出があつた検査標章配付申請書兼受領書を提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。自動車検査登録事務所に提出があつた検査標章配付申請書兼受領書については、自動車検査登録事務所において同様に保存するものとする。

附則（令和４年１２月２６日 国自整第２０９号）

1. 本取扱いは、令和４年１２月２７日から施行する。ただし、別記様式１については、令和５年１月３１日までの間、令和４年１２月２６日付け、国自整第２１０号による改正前の「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和４年５月２０日付け国自整第５２号）に規定する別記様式３に必要事項を追記したものを使用してもよい。
2. 検査対象軽自動車のみので委託を受けた特定記録等事務代行者については、令和５年１１月３０日までの間、本取扱いは適用しない。

国自整第210号の3

令和4年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第210号
令和4年12月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第210号の2

令和4年12月26日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について

今般、「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、了知願います。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」
 (令和4年5月20日国自整第52号)の一部を改正する通達 新旧対照表

令和4年5月20日付け国自整第52号
 改正 令和4年12月26日付け国自整第210号

新	旧
<p>特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用</p> <p>局長通達第5条～局長通達第8条 (略)</p> <p><u>局長通達第11条 (削除)</u></p>	<p>特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用</p> <p>局長通達第5条～局長通達第8条 (略)</p> <p><u>局長通達第11条</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書(別記様式3)に申請年月日、申請者名、配付希望枚数等の必要事項を記入し、委託を受けた運輸支局長に提出しなければならない。その際、委託書の写し及び検査標章授受納簿(事業者用)の写し(初回申請時を除く)を提示するものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局長に提出しなければならない。</u> ・ <u>特定記録等事務代行者は、検査標章を受領した場合は、検査標章配付申請書兼受領書(別記様式)の受領者氏名欄に記名しなければならない。特定記録等事務責任者は、受領した検査標章の数量等を確認し、検査標章授受納簿(事業者用)(別記様式4)に必要事項を記入したうえで、事業場において紛失、盗難等がないように厳重に保管しなければならない。</u> ・ <u>運輸支局長は、検査標章を特定記録等事務代行者に配付する際は、次に掲げる確認等を行うこととする。</u> <ol style="list-style-type: none"> 一 <u>特定記録等事務代行者から提出された検査標章配付申請書兼受領書に記載の不備等がないか確認すること。</u> 二 <u>希望枚数算出根拠が適切であるかを確認し、希望枚数を配付すること。希望枚数算出根拠が不適切であることが判明したときは、配付しないものとする。この場合において、希望枚数が当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の継続検査業務量に1.1を乗じた値(100未満切り上げ)を超える場合(直近3ヶ月の間に複数回申請があった場合は、その配付枚数を含めて判断するものとする。)</u>は、希望枚数

算出根拠が不適切であるものとして補正を求めるものとする。なお、前年度の実績が無い場合や事業規模の変更等により、業務量の変化が見込まれる場合等は、使用予測枚数及びその理由を記載させるものとする。検査標章を配付する枚数は、在庫状況や申請者の残枚数を考慮し、調整することができる。

三 検査標章授受出納簿（運輸支局用）（別記様式5）に必要事項を記入すること。

・ 運輸支局長は、自動車検査登録事務所において検査標章を特定記録等事務代行者に配付することを妨げないものとする。この場合、配付の申請を行う特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書を施行規則第49条の4第1項第1号の申請を行う自動車検査登録事務所1か所に提出しなければならない。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する自動車検査登録事務所に提出しなければならない。

・ 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失したときは、直ちに、その年月日、枚数及び理由その他必要事項を検査標章紛失届出書（別記様式6）に記入し、特定記録等事務の委託を受けた運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者にあっては、軽自動車検査協会に届け出なければならない。

・ 特定記録等事務代行者は、き損した検査標章を検査標章授受出納簿（事業者用）とともに保存し、印刷前の検査標章で不良のものがあつた場合は運輸支局長に返納しなければならない。

・ 運輸支局長は、提出があつた検査標章配付申請書兼受領書を提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

・ 運輸支局長は、返納された検査標章を確認し、同様の不良の形態が頻発している場合は本省に報告することとする。なお、本省に報告する必要があると判断した検査標章については、運輸支局において適切に廃棄するものとする。

局長通達第12条（削除）

局長通達第12条

・ 運輸支局長は、「自動車検査業務実施要領（依命通達）（昭和36年11月25日付け自車第880号）」別添「自動車検査業務実施要領」6-1に規定されている検査標章授受出納簿以外に特定記録等事務代行者に係る検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、検査標章の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

- ・ 運輸支局長は、自動車検査登録事務所に対し、前項に規定する方法により記録させ、検査標草納入予定月の前月10日までに出納状況を報告させるものとする。
- ・ 運輸支局長は、返納された検査標章の枚数を検査標章授受出納簿（運輸支局用）に記入すること。
- ・ 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に、検査標章授受出納簿（事業者用）を作成させ、検査標章の出納状況を明らかにさせ、作成に当たっては、受入れ、交付、き損、紛失等出納事由を明らかにさせるものとする。
- ・ 特定記録等事務代行者は、作成した検査標章授受出納簿（事業者用）を記録した日の属する年度の翌々年度の末日まで保存しなければならぬ。

局長通達第13条

- ・ 運輸支局長は、令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記様式3の報告様式に記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。
- また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式3により報告するものとする。
- ・ 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。
- ・ 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、本省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるようなるに所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリを使用できるようなるに本省において所要の作業を行う。

局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までに別記様式4により申請を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第5条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し変更承認書（別記様式5）を交付するものとする。

局長通達第13条

- ・ 運輸支局長は、令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記様式7の報告様式に記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。
- また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式7により報告するものとする。
- ・ 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。
- ・ 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、本省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるようなるに所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリを使用できるようなるに本省において所要の作業を行う。

局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までに別記様式8により申請を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第5条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し変更承認書（別記様式9）を交付するものとする。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式4により届出を行うものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式6により届出を行うものとする。

(添付資料1)～(添付資料2) (略)

(別記様式1)～(別記様式2) (略)

(削除)

(別記様式3)

(別記様式4)

(別記様式5)

(別記様式6)

(附則)

本改正規定は、令和4年12月27日から施行する。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式8により届出を行うものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式10により届出を行うものとする。

(添付資料1)～(添付資料2) (略)

(別記様式1)～(別記様式2) (略)

(別記様式3)～(別記様式6)

(別記様式7)

(別記様式8)

(別記様式9)

(別記様式10)

国自情第246号
国自整第202号
令和4年12月28日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自 動 車 局 長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

国自情第246号

国自整第202号

令和4年12月28日

各 地 方 運 輸 局 長 殿

内閣府沖縄総合事務局長 殿

自 動 車 局 長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

標記について、令和5年1月からの自動車検査証の電子化、キャッシュレス決済の導入に伴う改正及び、運用変更に伴う窓口での取扱いを考慮して、「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自整第232号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は令和5年1月1日から施行する。

自動車登録業務等実施要領

I. 登録自動車

1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）

（1）型式指定自動車の場合

（ア）提出書類

（a）新規登録申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

（b）所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

（c）所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

（d）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

① 譲渡人は実印を押印

② 譲渡人が支配人・清算人等であっても資格証明書は不要

（e）完成検査終了証（電子情報）

① 発行されてから9ヶ月以内のもの

② 完成検査終了証の有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて合格印のある自動車検査票又は有効な自動車予備検査証

（f）所有者の印鑑（登録）証明書

① 発行されてから3ヶ月以内のもの

② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付

③ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす

④ 申請人（所有者）が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄（抄）本又は戸籍の全部（個人）事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑（登録）証明書を添付。なお、未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付

⑤ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法108条等、自己契約・双方代理にあっては取締役会等の議事録等の写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記

簿謄(抄)本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)

- ⑥ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

- (g) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

① 実印を押印

- (h) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

- (i) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要)

① 使用者のもの

② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの

- (j) 使用の本拠の位置を証するに足る書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

- ・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 使用者が法人の場合

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

- (k) 使用者の住所を証するに足る書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行した

【別添改正溶け込み】

もので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可とする

- (l) 再資源化等預託金（リサイクル料金）の預託がされていること
- (m) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
 - ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）
- (n) その他
 - ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(イ) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

- (a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

- (a) 新規登録申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）
又は（自動車検査証交付申請書）
 - ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- (b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）
- (c) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書
（キャッシュレスの場合はその旨記載）
- (d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）
 - ① 譲渡人は実印を押印
 - ② 譲渡人が支配人・清算人等であっても資格証明書は不要
- (e) 所有者の印鑑(登録)証明書
 - ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
 - ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
 - ③ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使

館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

- ④ 申請人(所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
- ⑤ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面(民法108条等、自己契約・双方代理にあつては取締役会等の議事録等の写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)
- ⑥ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(f) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

① 実印を押印

(g) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(h) 輸入の事実を証明する書面(輸入自動車の場合に限り必要)

次のうちのいずれかのもの

○自動車通関証明書

○排出ガス検査終了証(電子情報)

(予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し)

○輸入自動車特別取扱届出済書(予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し)

(i) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちのいずれかのもの

○合格印のある自動車検査票

○有効な自動車予備検査証

(j) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要)

- ① 使用者のもの
 - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- (k) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合
 - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 使用者が法人の場合
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (l) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要）
- ① 個人
 - ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 法人
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (m) 再資源化等預託金（リサイクル料金）の預託がされていること
- (n) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

【別添改正溶け込み】

(o) その他

- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(イ) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

- (a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

(1) 提出書類

(ア) 新規登録申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

- ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

- ① 譲渡人は実印を押印

- ② 譲渡人が支配人・清算人等であっても資格証明書は不要

(オ) 登録識別情報等通知書

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車を登録する場合には、一時抹消登録証明書

(カ) 所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの

- ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付

- ③ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

- ④ 申請人(所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付

- ⑤ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法108条等、自己契約・双方代理にあっては取締役会等の議事録等の写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記簿謄(抄)本又

【別添改正溶け込み】

は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)

- ⑥ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する
- なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(キ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

- ① 実印を押印

(ク) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(ケ) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要)

- ① 使用者のもの

- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの

(コ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

- ① 使用者が個人の場合

・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ② 使用者が法人の場合

・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ③ 各書面は写しで可とする

(サ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

- ① 合格印のある自動車検査票

- ② 有効な自動車予備検査証

- ③ 乗用車で保安基準適合証の交付を受けた自動車にあつては有効な保安基準適合証

(シ) 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若し

【別添改正溶け込み】

くは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

- (ス)・事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)又はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(セ) その他

- ①希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(2) 提示書類

- (ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書(登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要)

2. 変更登録・自動車検査証変更記録の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書(キャッシュレスの場合はその旨の記載)

(ウ) 原因を証する書面等

- ① 所有者又は使用者が個人の場合で住所の変更の場合

- ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票。

なお、住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

② 所有者が個人の場合で氏名の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍簿(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票

③ 所有者又は使用者が法人の場合で住所の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる商業登記簿(抄)本又は登記事項証明書。なお、登記簿(抄)本のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖簿本又は登記事項証明書も必要

④ 所有者が法人の場合で名称の変更の場合(合併・分割を除く)

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、名称の変更の事実が証明できる商業登記簿(抄)本又は登記事項証明書

⑤ 住所の変更の原因が住居表示の変更の場合

・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
・法人…商業登記簿(抄)本又は登記事項証明書を基本とし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書の添付で申請があった場合、登記の変更を促した上で受理する。

⑥ 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合は不要)

○個人

・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

○法人

・商業登記簿(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
・本店以外で商業登記簿(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

⑦ 上記の各書面は、所有者にかかるものは原本を提出、使用者にかかるものは写しで可とする。市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする

(エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要)

(オ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

【別添改正溶け込み】

- ① 旧使用者のものは不要
 - ② 登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要。
- (カ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）
- ① 新使用者のもの
 - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
 - ③ 使用者変更の場合は、使用の本拠の位置が変わるものと考えられることから変更登録は必要であるが、新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。
 - ④ 変更の原因が住居表示の変更のみの場合は不要
- (キ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合
 - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 使用者が法人の場合
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (ク) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要
- (ケ) ・ 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）
- (コ) その他
- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
 - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
 - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

【別添改正溶け込み】

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、所有者の氏名又は名称若しくは住所に変更があれば登録識別情報の提供が必要。

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

① 登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

(オ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(カ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(キ) 合格印のある自動車検査票

(ク) その他

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標

③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(2) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

(イ) 自動車納税証明書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、所有者の氏名又は名称若しくは住所に変更があれば登録識別情報の提供が必要。

3. 移転登録・自動車検査証変更記録の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新旧所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）（登録権利者が国等の場合の手数料は無料）

(ウ) 譲渡証明書

- ① 譲渡人は実印を押印

(エ) 新旧所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人(新旧所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- ③ 旧所有者が海外へ転出し印鑑(登録)証明書が発行されない場合は、自動車検査証住所から海外転出までの住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」及び在外日本大使館、領事館及び外国官憲が証明したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明、拇印証明書等であれば印鑑証明書と見なす
- ④ 申請人(新旧所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
- ⑤ 申請人(新旧所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
- ⑥ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法108条等、自己契約・双方代理にあつては取締役会等の議事録等の写し。
なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)
- ⑦ 申請者(旧所有者)が破産管財人による場合は裁判所の許可証（写しでも可）。車両価格100万円以下である場合は当該価格が確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等若しくは破産管財人の申立書（申請した自動車は破産法第78条第2項に規定する裁判所の許可を受けている旨又は破産法第78条第3項に該当し裁判所の許可が必要ない旨を記載）を添付
- ⑧ 新所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることが

できない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

- ⑨ 旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(オ) 新旧所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- ① 旧使用者のものは不要
② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）

- ① 新使用者のもの
② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面」に準ずるものとする）
④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）

- ① 使用者が個人の場合
・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点が存在することが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行

されてから3ヶ月以内のもの)

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 自動車検査証

- ① 有効期間のあること(抹消登録と同時申請の場合を除く)
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(サ) 旧所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面(旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合)

① 旧所有者が個人の場合で住所の変更があった場合

- ・ 住所のつながりが証明できる住民票又は住民票の除票、戸籍の附票

② 旧所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合

- ・ 氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票

③ 旧所有者が法人の場合で住所の変更があった場合

【別添改正溶け込み】

- ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
- ④ 旧所有者が法人の場合で名称の変更があった場合（合併・分割を除く）
 - ・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
- ⑤ 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
 - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
- ⑥ 上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (シ)・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
 - ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）
- (ス) その他の必要書類
 - ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
 - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
 - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-2. 相続によるもの

3-2-1. 単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

（自動車検査証変更記録申請書）

- ① 新所有者が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 次のうち、いずれかのもの

- ① 相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書
- ② 遺言書（公正証書による遺言以外は家庭裁判所による検認済みのもの）
- ③ 遺産分割に関する調停調書

- ④ 遺言書情報証明書
 - ⑤ 遺産分割に関する審判書（確定証明書付）
 - ⑥ 判決謄本（確定証明書付）
 - ⑦ 申請人である相続人の実印を押印した遺産分割協議成立申立書（申請人である相続人が、相続する自動車の価格が 100 万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合に限る）
 - ・ 民法の規定に基づく遺産分割協議が成立したこと及びその年月日を記載
 - ・ 申立書による申請の同意を得ていること及びその年月日を記載
- (エ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書〔(ウ)のうち①を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③⑤⑥を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認できるもの。⑦を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕
- (オ) 新所有者の印鑑(登録)証明書
- ① 発行されてから 3 ヶ月以内のもの
 - ② 申請人(新所有者)が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて発行されてから 3 ヶ月以内の住民票を添付
- (カ) 新所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
- ① 実印を押印
- (キ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
- ① 旧使用者のものは不要
 - ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
- (ク) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）
- ① 新使用者のもの
 - ② 証明の日から概ね 1 ヶ月以内のもの
 - ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「(ケ) 使用の本拠の位置を証するに足る書面」に準ずるものとする）
 - ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。
- (ケ) 使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合

【別添改正溶け込み】

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 使用者が法人の場合
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (コ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）
- ① 個人
 - ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 法人
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (サ) 自動車検査証
- ① 有効期間のあること（抹消登録と同時申請の場合を除く）
 - ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
- (シ) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）
- (ス) その他
- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
 - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
 - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記

載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-2-2. 共同相続

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書（被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの）

(エ) 新所有者（相続人）全員の印鑑（登録）証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて発行されてから3ヶ月以内の住民票を添付

(オ) 新所有者（相続人）全員の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- ① 旧使用者のものは不要

(キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）

- ① 新使用者のもの
- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面」に準ずるものとする）
- ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であつて自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）

- ① 使用者が個人の場合

・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面(自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 自動車検査証

- ① 有効期間のあること(抹消登録と同時申請の場合を除く)

(サ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

- ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)又はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(シ) その他の必要書類等

- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
- ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
- ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-3. 合併によるもの

【別添改正溶け込み】

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 合併の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

(エ) 新所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人(新所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付

(オ) 新所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- ① 旧使用者のものは不要
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）

- ① 新使用者のもの
- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）

- ① 使用者が個人の場合
 - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ② 使用者が法人の場合
 - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ③ 各書面は写しで可とする

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）

① 個人

・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 法人

・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 自動車検査証

① 有効期間のあること（抹消登録と同時申請の場合を除く）

② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(サ) 旧所有者の名称の変更の事実又は住所のつながりが証明できる書面（旧所有者の名称又は住所に変更がある場合）

① 旧所有者に住所の変更があった場合

・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄（抄）本又は閉鎖謄本、登記事項証明書

② 旧所有者に名称の変更があった場合（旧所有者の名称変更の原因が合併・分割によるものを除く）

・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

③ 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合

・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書

④ 上記の各書面は原本を提出するものとし、住居表示の変更の証明書は写しで可とする

(シ) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(ス) その他

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標

③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により

【別添改正溶け込み】

返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新旧所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 譲渡証明書（分割の事実が確認できる商業登記簿謄（抄）本及び分割計画書又は分割契約書の写しで当該自動車特定できる場合は不要）

- ① 譲渡人は実印を押印

(エ) 新旧所有者の印鑑（登録）証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人（新旧所有者）が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付

(オ) 新旧所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印
- ② 会社分割に伴う移転登録は登録令第11条には該当せず、同第10条による共同申請とする

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- ① 旧使用者のものは不要
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であつて、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）

- ① 新使用者のもの
- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書

【別添改正溶け込み】

面としては「(ク)使用の本拠の位置を証するに足る書面」に準ずるものとする)

- ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

(ク)使用の本拠の位置を証するに足る書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(ケ)使用者の住所を証するに足る書面(自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(コ)自動車検査証

① 有効期間のあること(抹消登録と同時申請の場合を除く)

- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(サ)旧所有者の名称の変更の事実又は住所のつながりが証明できる書面(旧所有者の名称又は住所に変更がある場合)

【別添改正溶け込み】

- ① 旧所有者に住所の変更があった場合
 - ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
 - ② 旧所有者に名称の変更があった場合(合併・分割を除く)
 - ・名称の変更が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
 - ③ 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
 - ④ 上記の各書面は原本を提出するものとし、住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (シ)・事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)又はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)
- (ス) その他
- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
 - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
 - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

3-5. 判決によるもの(新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

- ① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書(キャッシュレスの場合はその旨の記載)

(ウ) 判決正本(確定証明書付き、場合によっては執行文)

- ① 原本提示の上、写しを添付

(エ) 新所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人(新所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- ③ 申請人(新所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証

明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

- ④ 新所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(オ) 新所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

- ① 実印を押印

(カ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

- ① 旧使用者のものは不要
② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要)

- ① 新使用者のもの
② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
③ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足る書面(使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

- ① 使用者が個人の場合
・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ② 使用者が法人の場合
・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか)(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ③ 各書面は写しで可とする

(ケ) 使用者の住所を証するに足る書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若し

くは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

① 個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 自動車検査証

- ① 有効期間のあること(抹消登録と同時申請の場合を除く)
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(サ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)又はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(シ) その他の必要書類等

- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
- ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
- ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア) 永久抹消登録申請書

- ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

【別添改正溶け込み】

- ② 解体報告記録がなされた日、解体に係る移動報告番号を記載
 - ③ 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書
- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
 - ② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
 - ③ 所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
 - ④ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
 - ⑤ 申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付
- (エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
- ① 実印を押印
- (オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
- (カ) 自動車登録番号標
- (キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面（所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）
- ① 所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
 - ・住所のつながりが証明できる住民票又は住民票の除票、戸籍の附票
 - ② 所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
 - ・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄（抄）本又は戸籍の全部（個人）事項証明書若しくは住民票
 - ③ 所有者が法人の場合で住所の変更があった場合
 - ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄（抄）本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
 - ④ 所有者が法人の場合で名称の変更があった場合（合併・分割を除く）

【別添改正溶け込み】

- ・ 名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
 - ⑤ 所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・ 個人・・・市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
 - ・ 法人・・・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
 - ⑥ 上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (ク)・事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- (ケ) その他
- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
 - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
 - (c) 永久抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる
 - (d) 永久抹消登録申請においてその所有者が死亡している場合、相続人のうち1名の申請によるものも受理する。この場合、相続による移転登録はしない。その際、被相続人と申請人の相続関係及び被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本等を併せて添付

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

- (2) 自動車重量税の還付申請を伴う場合の追加提出書類
- (ア) 自動車重量税還付申請書(永久抹消登録申請書と兼用)
 - ① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
 - (イ) 代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状(永久抹消登録の委任状と併用することも可)
 - (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

- (1) 提出書類
- (ア) 永久抹消登録申請書
 - ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

【別添改正溶け込み】

- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書
- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
 - ② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
 - ③ 所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
 - ④ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
 - ⑤ 申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付
- (エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
- ① 実印を押印
- (オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
- (カ) 自動車登録番号標
- (キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面（所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）
- ① 所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
・住所のつながりが証明できる住民票又は住民票の除票、戸籍の附票
 - ② 所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄（抄）本又は戸籍の全部（個人）事項証明書若しくは住民票
 - ③ 所有者が法人の場合で住所の変更があった場合
・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄（抄）本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
 - ④ 所有者が法人の場合で名称の変更があった場合（合併・分割を除く）
・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

- ⑤ 所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
 - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
- ⑥ 上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (ク) 罹災証明書(滅失の場合)
- (ケ) 当該自動車用途廃止された旨及び使用目的を記載した申立書及び写真(用途廃止の場合)
- (コ) 解体証明書又はマニフェストB2票(大型特殊自動車及び被けん引自動車を解体した場合。なお、マニフェストB2票は写しで可とする)
- (サ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- (シ) その他
 - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
 - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
 - (c) 永久抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる
 - (d) 永久抹消登録申請においてその所有者が死亡している場合、相続人のうち1名の申請によるものも受理する。この場合、相続による移転登録はしない。その際、被相続人と申請人の相続関係及び被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本等を併せて添付

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

4-2. 輸出抹消仮登録の申請(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く登録自動車を輸出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)

(1) 提出書類

(ア) 輸出抹消仮登録申請書

- ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 輸出の予定日を記入
- ③ 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にでき

【別添改正溶け込み】

ないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
- ③ 所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
- ④ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
- ⑤ 申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(カ) 自動車登録番号標

(キ) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(ク) その他

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
- (c) 輸出抹消仮登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

4-3. 一時抹消登録の申請

(1) 提出書類

(ア) 一時抹消登録申請書

- ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人（所有者）が支配人による申請の場合は登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
- ③ 所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
- ④ 申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
- ⑤ 申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印

(オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(カ) 自動車登録番号標

(キ) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(ク) その他

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等し返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
- (c) 一時抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状

【別添改正溶け込み】

について各々の委任項目を併合できる

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

※ 転入抹消登録について

添付書類については、抹消登録と同時に、管轄変更を含む移転登録又は変更登録を申請するもので、各々の添付書類は前述によるものとする。この場合、同時になされる変更登録については使用の本拠の位置のみによる管轄変更をも認めるものとする。なお、自動車検査証又は自動車登録番号標を盗難又は遺失等により返納できない場合については、4-1-1. (1) - (ケ) - (a)、(b)を準用するものとする。

※ 自動車登録番号標を返納できない場合において、盗難又は遺失若しくは紛失以外の理由では抹消登録申請は受理しない。

5. 一時抹消登録後の届出

5-1. 解体の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの）

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

① 解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載

(イ) 手数料納付書（手数料は無料）

(ウ) 登録識別情報等通知書

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の届出をする場合には、一時抹消登録証明書

(エ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

(オ) その他

(a) 所有者の住所を証する書面（氏名・名称又は住所に変更がある場合に限り必要）

① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）

(b) 当該自動車の所有権を証するに足る書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

② 新所有者の住所を証する書面

・発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）

【別添改正溶け込み】

本又は登記事項証明書（写しでも可）

（c）登録識別情報等通知書（平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名のある理由書を添付

（2）自動車重量税の還付申請を伴う場合の追加提出書類

（ア）自動車重量税還付申請書（解体届出書と兼用）

① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

（イ）代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状

（ウ）自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

5-2. 滅失又は用途廃止の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）の滅失又は用途廃止の場合）

（1）提出書類

（ア）解体等届出書

（イ）手数料納付書（手数料は無料）

（ウ）登録識別情報等通知書

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の届出をする場合には、一時抹消登録証明書

（エ）所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

（オ）罹災証明書（滅失の場合）

（カ）当該自動車が用途廃止された旨及び使用目的を記載した申立書及び写真（用途廃止の場合）

（キ）その他

（a）所有者の住所を証する書面（氏名又は名称、住所に変更がある場合に限り必要）

① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）

（b）当該自動車の所有権を証するに足る書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

② 新所有者の住所を証する書面

・発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）

【別添改正溶け込み】

- (c) 登録識別情報等通知書（平成 20 年 11 月 3 日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名のある理由書を添付

5-3. 輸出に係る届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く）を輸出する場合）（輸出の予定日から 6 ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）

(1) 提出書類

(ア) 輸出予定届出証明書交付申請書

- ① 輸出の予定日を記入

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 登録識別情報等通知書

ただし、平成 20 年 11 月 3 日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の届出をする場合には、一時抹消登録証明書

(エ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

(オ) その他

(a) 所有者の住所を証する書面（氏名又は名称、住所に変更がある場合に限り必要）

- ① 発行されてから 3 ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）

- ② 所有者変更記録申請書

(b) 当該自動車の所有権を証するに足る書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

- ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄（抄）本、登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

- ② 新所有者の住所を証する書面

・発行されてから 3 ヶ月以内の住民票、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（写しでも可）

- ③ 所有者変更記録申請書

6. 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納（自動車の輸出を取り止める場合）

(1) 提出書類

(ア) 輸出抹消仮登録（輸出予定届出）証明書返納届出書

【別添改正溶け込み】

- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）
（輸出予定届出証明書 of 返納は手数料無料）
- (ウ) 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書
- (エ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

7. 所有者変更記録申請（一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録したい場合）

(1) 提出書類

- (ア) 所有者変更記録申請書
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 登録識別情報等通知書
ただし、平成 20 年 11 月 3 日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の申請をする場合には、一時抹消登録証明書
（何れの書類も提出できない場合、不受理とする）
- (エ) 新所有者の住所を証する書面
 - ① 発行されてから 3 ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）
- (オ) 所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）
- (カ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面
 - ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄（抄）本、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

8. 本邦に再輸入されることが見込まれる自動車の届出

(1) 提出書類

- (ア) 再輸入見込届出書
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

(2) 提示書類

- (ア) 再輸入することが見込まれることを証する書面
 - ① 貨物運搬車であって、船舶等に乗せて本邦と外国との間を継続的に行き来するもの
の場合
 - ・貨物の運搬等に係る契約書又は事業計画書等（往来する自動車の自動車登録番号、車台番号、輸出先国及び経由国が明らかになるものであることを要する）

② 本邦と外国との間を継続的に行き来する者とともに、船舶等に乗せて本邦と外国との間を継続的に行き来する自動車の場合

- ・ 本邦と外国との間を往来する者に関する行程計画書（往来する自動車の自動車登録番号、車台番号、本邦と外国との間を往来する目的、行程の記載を要する）
- ・ パスポート
- ・ 日本国の運転免許証
- ・ 国際運転免許証

(イ) 自動車検査証

9. 自動車検査証変更記録の申請

9-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

- (ア) 自動車検査証変更記録申請書
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 事由を証する書面等

① 使用者が個人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票。住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要。

なお、この場合使用の本拠の位置に変更がないとする挙証書面が必要。挙証書面としては「1-1.(1)-(ア)-(j)-①」に準ずるものとする。ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合にあっては不要とする。

② 使用者が個人の場合で氏名の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票

③ 使用者が法人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書。登記簿謄(抄)本のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本又は登記事項証明書も必要。

なお、この場合使用の本拠の位置に変更がないとする挙証書面が必要。挙証書面としては「1-1.(1)-(ア)-(j)-②」に準ずるものとする。ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合にあっては不要とする。

④ 使用者が法人の場合で名称の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、名称の変更の事実が証明できる商業

【別添改正溶け込み】

登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

- ⑤ 使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
- ・ 個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
 - ・ 法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を基本とし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書の添付で申請があった場合、登記の変更を促した上で受理する
 - ・ ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合に限る。
 - ・ 上記①～⑤の各書面は写しで可とする。
- ⑥ ・ 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）
- ⑦ 構造変更を伴わない諸元等の変更の場合
- ・ 自動車検査票等
- (エ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
- (オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

9-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

- (ア) 構造等変更検査申請書（自動車検査証変更記録申請書）
- (イ) 手数料納付書（自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要）（キャッシュレスの場合はその旨記載）
- (ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）
- (エ) 所有者の委任状（登録番号の変更を伴う場合で代理人が申請する場合に限り必要）
- (オ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
- (カ) 自動車検査証
- (キ) 合格印のある自動車検査票
- (ク) その他
- ① 登録番号が変更となる場合
- ・ 自動車登録番号標
 - ・ 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(2) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

- (ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書
- (イ) 自動車税納税証明書

10. 自動車登録番号標の交付（番号変更）の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車登録番号標交付申請書

- ① 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) 手数料納付書（手数料は無料）

(ウ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

(エ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(オ) 自動車登録番号標

(カ) ・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(キ) その他

- (a) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

- (b) 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(ク) 使用者の委任状（種別・用途等が変わる場合に限り必要、ただし申請書に記名があれば不要）

11. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証再交付申請書

- ① 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

(ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(エ) 自動車検査証（き損又は識別が困難となった場合に限り必要）

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② 健康保険の被保険者証
- ③ マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード

【別添改正溶け込み】

- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

12. 登録事項等証明書交付の請求

(1) 提出書類

(ア) 登録事項等証明書交付請求書

① 自動車登録番号及び車台番号下7桁の記載が必要

(a) 自動車登録番号が明らかにできないことがやむを得ないと確認できる場合は、車台番号のみで請求できる。

ただし、車台番号全桁の記載が必要。

(b) 私有地における放置車両に係る請求の場合であって、次のことを明確にできる場合は、自動車登録番号のみで請求できる。

- ・ 車両が放置されている場所
- ・ 見取り図
- ・ 放置期間
- ・ 放置車両の写真

(c) 裁判手続きの書類として登録事項等証明書が必要不可欠な場合であって、債務名義等の書類の提出又は提示によって裁判手続きに利用することが確認できる場合は、自動車登録番号のみで請求できる。

② 請求者個人の氏名及び住所の記載が必要

・ 法人による請求はできない。

③ 「請求の事由」欄に具体的な請求理由の記載が必要

ただし、自動車登録ファイル上の現在の所有者本人からの請求の場合は不要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨記載）

(ウ) その他

・ 請求書を送付して交付請求する場合は、下記(2)(ア)①～⑥に掲げる書類のいずれかの写しとともに、当該請求者の住民票又は国土交通大臣が適当と認める書類（交付請求する日前30日以内に作成されたものに限る。）が必要

(2) 提示書類

(ア) 請求者本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

① 運転免許証

【別添改正溶け込み】

- ② 健康保険の被保険者証
- ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

(3) その他

以下の場合には、交付請求を拒むものとする。

- ① 本人確認ができない場合
- ② 請求の事由が記載されていない、もしくは記載内容が不十分であるため請求の事由の内容を確認したところ、明確な回答が得られない場合
- ③ 自動車登録番号及び車台番号が明示できない場合
- ④ 盗難やストーカー行為などの不当な目的に使用される恐れがある場合
- ⑤ 個人のプライバシー侵害の恐れがある場合
- ⑥ その他登録事項等証明書制度の趣旨に反する請求の事由の場合

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車）

(1) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(c) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(e) 完成検査終了証

① 発行されてから9ヶ月以内のもの

② 完成検査終了証の有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて合格印のある自動車検査票又は有効な自動車予備検査証

(f) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(g) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(h) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

① 個人

・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 法人

・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可とする

(i) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

① 使用者が個人の場合

【別添改正溶け込み】

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・ 住居にかかる契約期間内の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・ 事業所にかかる契約期間内の賃貸借契約書、等

③ 各書面は写しで可とする

- (j) ・ 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- ・ 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(イ) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

(a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

(b) 手数料納付書（自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要）（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(c) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(e) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(f) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(g) 輸入の事実を証明する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

次のうちのいずれかのもの

○(二輪)自動車通関証明書

○排出ガス検査終了証（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）

○輸入自動車特別取扱届出済書（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）

- 輸入自動車等の打刻届出書
- (h) 保安基準に適合していることが確認できる書面
次のうちのいずれかのもの
- 合格印のある自動車検査票
 - 有効な自動車予備検査証
- (i) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）
- ① 個人
 - ・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ② 法人
 - ・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (j) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合
 - ・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ・住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等
 - ② 使用者が法人の場合
 - ・商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
 - ・事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等
 - ③ 各書面は写しで可とする
- (k) 事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

【別添改正溶け込み】

(イ) 提示書類（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）

(a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

(1) 提出書類

(ア) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

(イ) 手数料納付書（自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要）（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(オ) 自動車検査証返納証明書

(カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(キ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(ク) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

① 合格印のある自動車検査票

② 有効な自動車予備検査証

③ 有効な保安基準適合証

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

① 個人

・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 法人

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可とする

(コ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる

場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③ 各書面は写しで可とする

- (サ)・事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- ・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)
- (2) 提示書類(登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要)
- (ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

2. 自動車検査証変更記録の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

- (ア) 自動車検査証変更記録申請書
- (イ) 手数料納付書(手数料は無料)
- (ウ) 事由が確認できる書面等

① 使用者又は所有者が個人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票。なお、住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

② 使用者又は所有者が個人の場合で氏名の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票

③ 使用者又は所有者が法人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書。なお、登記簿謄(抄)本のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本又は登記事

項証明書も必要

- ④ 使用者又は所有者が法人の場合で名称の変更の場合
 - ・発行されてから3ヶ月以内のものであって名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
 - ⑤ 使用者又は所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
 - ・個人…市区町村の発行した住居表示の証明書
 - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を基本とし、市区町村の発行した住居表示の証明書の添付で申請があった場合、登記の変更を促した上で受理する。
 - ⑥ 使用者変更の場合
 - ・使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合は不要)
 - 個人
 - ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
 - 法人
 - ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
 - ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)
 - ・上記①～⑥の各書面は写しで可とする。
 - ⑦ 所有者(名義)変更の場合
 - ・譲渡証明書
- (エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有者の記名あれば不要)
- ① 旧所有者のものは不要
- (オ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)
- ① 旧使用者のものは不要
- (カ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要)
- ① 使用者が個人の場合
 - ・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてか

【別添改正溶け込み】

ら3ヶ月以内のもの)

・住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)

・事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③ 各書面は写しで可とする

(ク) 自動車検査証

(ケ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(コ) その他

① 車両番号が変更となる場合は、車両番号標

② 車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

(ア) 構造等変更検査申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

(イ) 手数料納付書(自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要)(キャッシュレスの場合はその旨の記載)

(ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書(キャッシュレスの場合はその旨の記載)

(エ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(オ) 自動車検査証

(カ) 合格印のある自動車検査票

(2) 提示書類(登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要)

(ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

2-3. 二輪の番号変更の場合

【別添改正溶け込み】

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証変更記録申請書（二輪番号変更）

① 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) 手数料納付書（手数料は無料）

(ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(エ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(オ) 車両番号標

(カ) ・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(キ) その他

① 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

3. 自動車検査証返納証明書交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証返納証明書交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）

(ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(エ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

(オ) 車両番号標

(カ) ・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(キ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

(b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）を添付

(c) 自動車検査証返納証明書交付申請と同時に、記入申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

4. 所有者変更記録申請（自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合）

【別添改正溶け込み】

(1) 提出書類

- (ア) 所有者変更記録申請書
- (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
- (ウ) 自動車検査証返納証明書（提出できない場合、不受理とする）
- (エ) 新所有者の住所を証する書面
 - ① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑（登録）証明書、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（写しでも可）
- (オ) 所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）
- (カ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面
 - ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄（抄）本、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書

5. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

- (ア) 自動車検査証再交付申請書
 - ① 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）
- (ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
- (エ) 自動車検査証（き損又は識別が困難となった場合に限り必要）

(2) 提示書類

- (ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの
 - ① 運転免許証
 - ② 健康保険の被保険者証
 - ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
 - ④ 在留カード
 - ⑤ 特別永住者証明書
 - ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
 - ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

(1) 提出書類

- (ア) 検査記録事項等証明書交付請求書

【別添改正溶け込み】

- ① 「交付を受ける理由」欄に記載が必要
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャッシュレスの場合はその旨の記載）
- (ウ) 所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）

(2) 提示書類

(ア) 所有者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
 - ② 健康保険の被保険者証
 - ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
 - ④ 在留カード
 - ⑤ 特別永住者証明書
 - ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
 - ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類
- ・ 上記書面を不携帯等の場合で、請求者が郵送料を負担した上で郵送による交付を希望したときは、送付先が私書箱等で請求者の住所が明らかでない場合を除き応じて差し支えないものとする。
 - ・ 自動車登録検査業務電子情報処理システムに記録されている所有者と請求者の氏名又は名称及び住所が一致しないときは、当該証明書を交付しないものとする。ただし、契約書その他の資料をもって、請求者が当該自動車の所有者であることが確認できるときはこの限りではない。

※ 転入・自動車検査証返納証明書交付申請について

添付書類については、返納証明書交付申請と同時に、管轄変更を含む自動車検査証変更記録申請するもので、各々の添付書類は前述によるものとする。なお、自動車検査証又は車両番号標を盗難又は遺失等により返納できない場合については、3.(1)－(キ)－(a)、(b)を準用するものとする。この場合、同時になされる変更記録申請については使用の本拠の位置のみによる管轄変更をも認めるものとする。

Ⅲ. 軽二輪

1. 新規届出

1－1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

(1) 提出書類

【別添改正溶け込み】

(ア) 新規届出書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

(イ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

(ウ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(エ) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

①（二輪）自動車通関証明書

(オ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(キ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

(a) 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②法人

(a) 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

(ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

①使用者が個人の場合

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②使用者が法人の場合

(a) 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書、印鑑（登録）証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

【別添改正溶け込み】

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

- (ケ) 側車付軽二輪自動車として届出がなされた車両については、側車付軽二輪自動車に該当する車両であるかを確認する書面として車両の外観（前後・横）、ハンドル、座席、運転席部分の側方開放確認ができる車両の写真又は図面など
- (コ) ・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

1-2. 中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合）

(1) 提出書類

(ア) 新規届出書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

(イ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(ウ) 軽自動車届出済証返納証明書

(エ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(オ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(カ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

(a) 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②法人

(a) 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

【別添改正溶け込み】

(キ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

①使用者が個人の場合

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②使用者が法人の場合

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

(ク)・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

2. 記入申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証記入申請書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

③変更の事由と日付欄：変更の事由を記入

(イ) 軽自動車届出済証

(ウ) 住所を証するに足りる書面（使用者の変更、使用者の氏名又は名称及び住所の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要）

①個人

(a) 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

(b) 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

③各書面は写しで可とする

④国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要

(エ) 譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要)

(オ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置の変更及び使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要)

①使用者が個人の場合

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②使用者が法人の場合

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

(カ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

①旧使用者のものは不要

(キ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要)

①旧所有者のものは不要

(ク) 車両番号標(車両番号の変更となる場合のみ必要)

(ケ) 事業用自動車等連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書(写し)はワンウェイ方式実施事業者証明書(写し)(自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要)

(コ) その他

【別添改正溶け込み】

- ①車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

(2) 提示書類

- (ア) 車両番号の変更となる場合、自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

3. 軽自動車届出済証返納届

(1) 提出書類

- (ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付申請書

- ①申請者（使用者）欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

- (イ) 軽自動車届出済証

- (ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- (エ) 車両番号標

- (オ)・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

- (カ) その他

- ①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

- ②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

4. 軽自動車届出済証の再交付申請

(1) 提出書類

- (ア) 軽自動車届出済証再交付申請書

- ①申請者欄：使用者の記名が必要

- ②申請の事由欄：申請の事由を記入、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

- (イ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

- (ウ) 軽自動車届出済証（提出可能な場合）

(2) 提示書類

- (ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ①運転免許証

- ② 健康保険の被保険者証

【別添改正溶け込み】

- ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書

- ①申請者（使用者）の記名が必要、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、
- ③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯

(イ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ①運転免許証
- ② 健康保険の被保険者証
- ③ マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード
- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

国自整第207号の3
国自情第255号の3
令和4年12月23日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和36年11月25日付け自車第880号
 改正 令和4年12月23日付け国自整第207号、国自情第255号

新	旧
<p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1 (略)</p> <p>3-2 (申請書の受理)</p> <p>3-2-1</p> <p>(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類（別添3）に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-2-2～3-2-3 (略)</p> <p>3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保安基準第54条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする自動車検査証（以下「検査証」という。）の変更記録の申請がある場合には「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和36年4月10日自総第246号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写し</p> <p>臨時乗車定員が定められている自動車について、新規検査の申請がある場合も同様とする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3-2-5 手数料納付書（自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手</p>	<p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1 (略)</p> <p>3-2 (申請書の受理)</p> <p>3-2-1</p> <p>(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-2-2～3-2-3 (略)</p> <p>3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保安基準第54条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする検査証の記入の申請がある場合には「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和36年4月10日自総第246号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写し</p> <p>臨時乗車定員が定められている自動車について、新規検査の申請がある場合も同様とする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3-2-5 手数料納付書に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手</p>

手数料令（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3-2-1及び3-3-1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。

また、印紙の貼付がなく、クレジットカード決済による納付（以下、「キャッシュレス決済」という。）を行う旨の申告があった場合は、手数料納付書に記載されたキャッシュレス決済である旨、対象手続き（業務種別）及び支払受付番号について、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録を確認するものとし、事前決済情報登録が確認できた場合は、手数料納付書に受付日付印を押印することとする。なお、保安基準適合証による申請があった場合には、申請書の余白部分に記載されたキャッシュレス決済である旨を確認するものとする。

3-2-5-1（略）

3-2-5-2 3-2-5-1以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車に予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。ただし、自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合であって、手数料の納付がキャッシュレス決済の場合にあっては、予約確認を行った後、運輸支局等の窓口において事前決済情報登録の確認を行い、3-2-5に定める方法に準じた対応を行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

3-2-6~3-2-8（略）

3-3（審査依頼）

3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えること

貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3-2-1及び3-3-1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。

3-2-5-1（略）

3-2-5-2 3-2-5-1以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車に予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

3-2-6~3-2-8（略）

3-3（審査依頼）

3-3-1 申請書及び添付書類に不備がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

ができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-4 (検査証等の記録事項等)

3-4-1 検査証等（「検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証」という。以下同じ。）は、検査証に記載する場合には印字等容易に消すことができないう。以下同じ。）は、検査証に記載する場合には法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によることとし、自動車予備検査証（以下「予備検査証」という。）及び限定自動車検査証（以下「限定検査証」という。）に記載する場合は、印字等容易に消すことができないうものを用いるものとする。

3-4-2 (削除)

3-4-3 初度登録年月欄は、次により記録（予備検査証及び限定検査証にあっては記載と読み替える。以下同じ。）するものとする。

(1)～(2) (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(8) (略)

3-4-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号又は職権により打刻した車台番号を記録するものとする。

3-4-6 原動機の型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(3) (略)

3-4-7 自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを記録するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記録するものとする。

3-4-8 用途欄は、次により記録するものとする。

(1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあつては「一」を記録するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」を記録するものとする。

(2) (略)

3-4-9 自家用・事業用の別／適否欄は、「自家用」又は「事業用」のいず

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-4 (検査証等の記載事項等)

3-4-1 検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証（以下「検査証等」という。）は、黒のボールペン等容易に消すことができないうものを用いて記載するものとする。

3-4-2 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「一」をもって抹消し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

3-4-3 初度登録年月欄は、次により記載するものとする。

(1)～(2) (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)～(8) (略)

3-4-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号又は職権により打刻した車台番号を記載するものとする。

3-4-6 原動機の型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)～(3) (略)

3-4-7 自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを記載するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記載するものとする。

3-4-8 用途欄は、次により記載するものとする。

(1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあつては「一」を記載するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」を記載するものとする。

(2) (略)

3-4-9 自家用・事業用の別／適否欄は、「自家用」又は「事業用」のいず

れかを記録するものとし、予備検査証にあっては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを記載するものとする。

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記録するものとする。
(表) (略)

3-4-11 備考欄 (自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令 (昭和45年運輸省令第8号) 第4条に規定する表中第6号の自動車検査証 (第18号様式) のうち備考の欄及び当該欄に相当する法第58条第2項後段に規定する方法によって記録された事項をいう。以下同じ。)は、規則第35条の3第1項各号及び同第35条の4第1項各号のうち、別途通達で定める事項のほか、この要領に定めるところによる。

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。

(1) 折畳式座席又は脱着式座席 (脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。)を有する乗用自動車にあっては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記録する。

(2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記録するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量をかっこ書で附記する。

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定期則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定期則第44号の技術的な要件 (同規則第4改訂版補足第18改訂版及びそれ以降の補足改訂版の規則4、6から8、まで及び15.に限る。)に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記録し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量 (1kg未満は切り捨てる。)の総和を記録する。この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。
(4) けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車 (第6号に規定する自動車を除く。)については、次の各号によるものと、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

この場合において、「記録例」は法第58条第2項後段の規定により記録する事項の具体的な記録内容の例をいう。(予備検査証及び限定検査証にあ

れかを記載するものとし、自動車予備検査証 (以下「予備検査証」という。)にあっては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを記載するものとする。
3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。
(表) (略)

3-4-11 備考欄 (自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令 (昭和45年運輸省令第8号) 第4条に規定する表中第6号の自動車検査証 (第18号様式) のうち備考の欄をいう。以下同じ。)は、規則第35条の3第1項第21号及び同項第21の2号により記載する事項のほか、この要領に定めるところによる。

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 折畳式座席又は脱着式座席 (脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。)を有する乗用自動車にあっては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記載する。

(2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記載するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量をかっこ書で附記する。

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定期則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定期則第44号の技術的な要件 (同規則第4改訂版補足第18改訂版及びそれ以降の補足改訂版の規則4、6から8、まで及び15.に限る。)に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量 (1kg未満は切り捨てる。)の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。
(4) けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車 (第6号に規定する自動車を除く。)については、次の各号によるものと、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。

つては記録を記載と読み替える。) (以下同じ。) また、「記載例」は検査証の券面に記載する記載事項の例をいう。(以下同じ。)

① 最大積載量欄には(イ)により算出したけん引重量 (連結部の中心の位置を移動することができるけん引自動車 (以下「連結部移動装置付けん引自動車」という。)) にあつては、最大の第五輪荷重が算出される位置におけるけん引重量のうち最大となるものを)を記録するとともに、細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重 (連結部移動装置付けん引自動車にあつては、最大の第五輪荷重) を括弧書で記録する。

(イ) けん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC：けん引自動車のけん引重量 kg

GCW：連結車両総重量 (細目告示別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする。) kg

W：けん引自動車の車両総重量 kg

P：けん引自動車の第5輪荷重 kg

② 車両総重量欄には車両重量、けん引重量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を記録するとともに、車両重量、第五輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記録する。

(例 1) 連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車

		車体の形状				
		トラクタ		(略)		
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3 (3) 人	33650 (8500) kg	4810 kg	38625 (13475) kg	553 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

① 最大積載量欄には(イ)により算出したけん引重量 (連結部の中心の位置を移動することができるけん引自動車 (以下「連結部移動装置付けん引自動車」という。)) にあつては、最大の第五輪荷重が算出される位置におけるけん引重量のうち最大となるものを)を記載するとともに、細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重 (連結部移動装置付けん引自動車にあつては、最大の第五輪荷重) を括弧書で記載する。

(イ) けん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC：けん引自動車のけん引重量 kg

GCW：連結車両総重量 (細目告示別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする。) kg

W：けん引自動車の車両総重量 kg

P：けん引自動車の第5輪荷重 kg

② 車両総重量欄には車両重量、けん引重量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を記載するとともに、車両重量、第五輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記載する。

(例 1) 連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車

		車体の形状	
		トラクタ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 (3) 人	33650 (8500) kg	4810 kg	38625 (13475) kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	244 cm	282 cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

(例 2) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であつて連結部移動装置付けん引自動車以外のもの

		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		車体の形状	
		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		トラクタ	
		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
3 [3] 人	38620 [11300] kg	7110 kg	45895 [18575] kg	553 cm	244 cm	282 cm	

備考欄

(記載例)

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

(例 3) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		車体の形状	
		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		トラクタ	
		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
3 [3] 人	40800 [11300] kg	7110 kg	48075 [18575] kg	582 cm	249 cm	291 cm	

備考欄

(記載例)

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

(例 2) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であつて連結部移動装置付けん引自動車以外のもの

		<u>(略)</u>		車体の形状			
		<u>(略)</u>		トラクタ			
		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
3 [3] 人	38620 [11300] kg	7110 kg	45895 [18575] kg	553 cm	244 cm	282 cm	

備考

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(例 3) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

		<u>(略)</u>		車体の形状			
		<u>(略)</u>		トラクタ			
		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
3 [3] 人	40800 [11300] kg	7110 kg	48075 [18575] kg	582 cm	249 cm	291 cm	

備考

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
 なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ11,300kg及び18,575kgとする。

(記載例)
 第五輪荷重有
 その他

(例4) 連結部移動装置付けん引自動車

		車体の形状	
		トラクタ	
(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810 kg	38275 [13975] kg
		長さ	幅
		553 cm	244 cm
			高さ
			282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
 連結部移動量 (0~418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg~7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg~33110kg となる。

(記載例)
 第五輪荷重有
 その他

(5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあつては、乗車定員数の算出に関し、保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定を受けた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	- kg	4810 kg	9210 [7010] kg

総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
 なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ11,600kg及び18,875kgとする。

(例4) 連結部移動装置付けん引自動車

		車体の形状	
		トラクタ	
(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810 kg	38275 [13975] kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	224 cm	282 cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
 連結部移動量 (0~418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg~7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg~33110kg となる。

(5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあつては、乗車定員数の算出に関し、保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定を受けた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	- kg	4810 kg	9210 [7010] kg

備考欄

(記録例)

乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(記載例)

立席有

(6) けん引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び3-4-12(4)①(イ)により算出したけん引重量を、次の例により記録する。

(例)

車体の形状	
トラクタ	
(略)	(略)
乗車定員	最大積載量
3人	8000 kg
	車両重量
	6990 kg
	車両総重量
	15155 kg
	長さ
	533 cm
	幅
	244 cm
	高さ
	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(記載例)

その他

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記録する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

備考

乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(6) けん引自動車であつて第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び3-4-12(4)①(イ)により算出したけん引重量を、次の例により記録する。

(例)

車体の形状	
トラクタ	
乗車定員	最大積載量
3人	8000 kg
長さ	幅
533 cm	244 cm
	高さ
	282 cm
	車両重量
	6990 kg
	車両総重量
	15155 kg

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記録する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第 53 条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記録する。

② 最大積載量欄には、①に加え、単体物品基準緩和最大積載量（基準緩和を必要とする分割可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。

③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第 4 条に定める車両総重量及び第 4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記録する。

④ 車両総重量欄には、③に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両総重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。

⑤ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

記載なし

(例 2) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車単体物品基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量

① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第 53 条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記録する。

② 最大積載量欄には、①に加え、単体物品基準緩和最大積載量（基準緩和を必要とする分割可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。

③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第 4 条に定める車両総重量及び第 4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記録する。

④ 車両総重量欄には、③に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両総重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。

⑤ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例 2) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車単体物品基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg	

備考欄

(記録例)

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(船底型)最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

(9) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物(以下「幅広貨物」という。)を輸送することに關する基準緩和認定(以下「幅広貨物基準緩和認定)を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を次の例により記録する。

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	40000 kg	9850 kg	49850 kg

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

その他

(10) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自

一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg
----	------------------	---------	------------------

備考

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(船底型)最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(9) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物(以下「幅広貨物」という。)を輸送することに關する基準緩和認定(以下「幅広貨物基準緩和認定)を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を記載するものとし、次の例により記載する。

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	40000 kg	9850 kg	49850 kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(10) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自

動車であって、脱着式スタンションを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンションを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記録する。
- ② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンションを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

その他

(11) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記録する。
- ② 車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量（国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。）を記録する。

- ③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例)

動車であって、脱着式スタンションを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

- ① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンションを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記載する。
- ② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンションを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(11) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

- ① 最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記載する。
- ② 車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量（国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。）を記載する。

- ③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例)

		車体の形状	
		コンテナセミトレーラ	
(略)		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg

備考欄

(記録例)

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(コンテナ型)最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量を記録するとともに、特区最大積載量(構造改革特別区法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2.(6)②)に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和(以下「特区基準緩和」という。))の認定を受けた自動車(構造改革特区区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。))を括弧書で記録する。

② 車両総重量欄には基準車両総重量を記録するとともに、特区車両総重量(特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。))を括弧書で記録する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例1) 保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車(特区基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
(略)		(略)	

		車体の形状	
		コンテナセミトレーラ	
乗車定員		最大積載量	
一人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg

備考

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(コンテナ型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量を記録するとともに、特区最大積載量(構造改革特別区法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2.(6)②)に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和(以下「特区基準緩和」という。))の認定を受けた自動車(構造改革特区区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。))を括弧書で記録する。

② 車両総重量欄には基準車両総重量を記録するとともに、特区車両総重量(特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。))を括弧書で記録する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例1) 保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車(特区基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	

(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(扇型)最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(例2) (8)と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
一人	30000	9990 kg	35990 [39990]	
	26000 [40000] kg		35990 [49990] kg	

車体の形状	
セミトレーラ	

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(船底型)最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(13) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項(第3号、第4号、

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg

備考

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(扇型)最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例2) (8)と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	30000	9990 kg	35990 [39990]
	26000 [40000] kg		35990 [49990] kg

車体の形状	
セミトレーラ	

備考

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(船底型)最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(13) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項(第3号、第4号、

第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))により算定した値を次の数値により記録する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記録する。

①～② (略)

3-4-13 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトラリアにあっては、3-4-12(7)の状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記録するものとする。

3-4-14 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトラリアにあっては、3-4-12(7)の状態を計測した数値とする。)を記録するものとする。

ただし、セミトラリアの長さにあつては、当該セミトラリアの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記録するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記録する。

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記録するものとする。

(1) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により記録すること。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を記録するものとする。

(例)

車体の形状		シヨベル・ローダ	
(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
1 (1) 人	— kg	5700 [7460] kg	5755 [7515] kg
長さ	幅	高さ	

第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))により算定した値を次の数値により記載する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であつて、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記載する。

①～② (略)

3-4-13 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトラリアにあっては、3-4-12(7)の状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載するものとする。

3-4-14 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトラリアにあっては、3-4-12(7)の状態を計測した数値とする。)を記載するものとする。

ただし、セミトラリアの長さにあつては、当該セミトラリアの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載する。

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記載するものとする。

(1) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により記載すること。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を記載するものとする。

(例)

車体の形状		シヨベル・ローダ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
1 (1) 人	— kg	5700 [7460] kg	5755 [7515] kg
長さ	幅	高さ	

1 (1) 人	- kg	5700 [7460] kg	5755 [7515] kg	[590] 518 cm	[249] 213 cm	[315] 274 cm
---------	------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------

備考欄

(記録例)

*附属装置*バックホー

(記載例)

附属装置

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」(ドリー付バントレーラ及び3-4-10注2においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。)となる自動車については、次の例により記録する。

(例)

		<u>車体の形状</u>	
		ドリー付トレーラ	
	(略)	(略)	(略)
		<u>前後軸重</u>	<u>前後軸重</u>
		3680 kg	2810 kg
		<u>車両総重量</u>	<u>高さ</u>
		[19900] 22000 kg	[321] 321 cm
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>長さ</u>
- 人	[12700] 12700 kg	[7200] 9300 kg	[1045] 1196 cm
		<u>前後軸重</u>	<u>幅</u>
		2810 kg	[249] 249 cm
		<u>前後軸重</u>	<u>高さ</u>
		2810 kg	[321] 321 cm

備考欄

(記録例)

脱着装置, *第五輪荷重*4, 980kg 以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850kg、後後軸重2850kg

(記載例)

その他

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、

[590] 518 cm	[249] 213 cm	[315] 274 cm
-----------------	-----------------	-----------------

備考

*附属装置*バックホー

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」(ドリー付バントレーラ及び3-4-10注2においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。)となる自動車の検査証等の記載事項等については、次の例により記載する。

(例)

		<u>車体の形状</u>	
		ドリー付トレーラ	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
- 人	[12700] 12700 kg	[7200] 9300 kg	[19900] 22000 kg
<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>前後軸重</u>	<u>前後軸重</u>
[1045] 1196 cm	[249] 249 cm	3680 kg	2810 kg
		<u>前後軸重</u>	<u>高さ</u>
		2810 kg	[321] 321 cm
		<u>前後軸重</u>	<u>高さ</u>
		2810 kg	[321] 321 cm

備考

脱着装置, *第五輪荷重*4, 980 k g 以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850 k g、後後軸重2850 k g

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、

「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記録するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「」（1字空白）でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機（気筒休止等により総排気量が増加するものをいう。）にあつては、最大値を用いるものとする。

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記録する。

3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。

(1)・(2) (略)
(削除)

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記録するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記録するものとする。

(1) 空車状態の自動車の軸重は、はかり（重量計）を用いて各軸ごとに計

「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「」（1字空白）でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機（気筒休止等により総排気量が増加するものをいう。）にあつては、最大値を用いるものとする。

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記載する。

3-4-18 有効期間欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 検査証の有効期間の満了する日欄に記載であつて、有効期間の起算日について規則第44条ただし書の規定を適用する場合には、次の例によつて差し支えない。

(例)

有効期間の満了する日	平成 15年3月1日	平成 16年同月同日	運輸支局 等名小印
------------	---------------	---------------	--------------

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

(1) 空車状態の自動車の軸重は、はかり（重量計）を用いて各軸ごとに計

測した値（10kg未満は切り捨てるものとする。）とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

備考欄
（記録例）
車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 2020kg、
後後軸重 2020kg
（記載例）
その他

(2) 3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記録するものとする。

備考欄
（記録例）
括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重
5150kg
車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg
（記載例）
その他

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記録例において、同じ記録例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. <u>法第43条第1項の規定による制限の付加又は道路運送車両の</u>	処分年月日	認定年月日 昭和62年7月2日 北海道運輸局 123号	<u>基準緩和事項</u> <u>制限附加</u>

測した値（10kg未満は切り捨てるものとする。）とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

（例）
備考
車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1,220kg、
後前軸重 2,020kg、後後軸重 2,020kg

(2) 3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記載するものとする。

（例）
備考
括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重
5150kg
車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. <u>規則第52条各号の1に掲げる処分を受ける自動車</u>	処分年月日 処分の内容	認定年月日 昭和62年7月2日 北海道運輸局 123号 緩和事項「長さ」

保安基準第55条の規定による基準の緩和の処分を受ける自動車	処分の内容 附した制限	緩和事項「長さ」 緩和制限 「自動車の後面及び運転者席に、長さを表示すること。」	
<p>2. 細目告示第42条第1項、第2項若しくは第5項、第120条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第121条第3項、第198条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第199条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車</p>	<p>認定内容 認定年月日</p>	<p>前照灯の取付位置 関整車第123号 昭和62年1月15日</p>	<p><u>その他</u></p>
<p>3. 保安基準第56条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車</p>	<p>認定内容 認定年月日</p>	<p>大臣認定 メタノール自動車 国自審第234号 平成13年1月15日</p>	<p><u>その他</u></p>
<p>4. 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車</p>	<p>ワンマンバスの構造要件が適用されない旨</p>	<p>乗車を乗務させて運行するものとして保安基準に適合</p>	<p><u>その他</u></p>

あつて車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの（被けん引自動車を除く。）	4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	緩和内容 認定年月日	ワンマンバス構造要件の適用緩和 近運事第345号 昭和62年10月1日乗降日 乗降口	
あつて車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの（被けん引自動車を除く。）	5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 5000L 比重 0.75	品名 第一石油類 容積 5000L 比重 0.75
あつて車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの（被けん引自動車を除く。）	5-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250L 比重 0.80 積載量内訳 タンク 200kg 荷台 300kg	品名 灯油 容積 250L 比重 0.80 積載量内訳 タンク 200kg 荷台 300kg
あつて車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの（被けん引自動車を除く。）	5-2. 危険物運搬用タンク車であつて、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等による
あつて車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの（被けん引自動車を除く。）	5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³ 比重 1.65	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³ 比重 1.65

一ト以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	比重	比重 1.65		載物品とするコンクリートミキサー車		
6. 被けん引自動車 (規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号に規定するものに限る。)	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA	<u>牽引車有</u>	6. 被けん引自動車 (規則第 35 条の 3 第 1 項第 15 号に規定するものに限る。)	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA
6-1. 被けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有するけん引自動車であるけん引されるもの (2) 基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車であるけん引されるもの (3) けん引自動車の型式が「不明」のもの	比重 けん引自動車の車名及び型式 第五輪荷重が負担する荷重 けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	第五輪荷重 7690 kg 以上 けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討	<u>第五輪荷重 7,690 kg 以上</u> <u>牽引車有</u> <u>その他</u> <u>その他</u> <u>牽引車有</u>	6-1. 被けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有するけん引自動車であるけん引されるもの (2) 基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車であるけん引されるもの (3) けん引自動車の型式が「不明」のもの	第五輪荷重が負担する荷重 けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合 けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	第五輪荷重 7690 kg 以上 けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討 フォード不明 (ABCD1234)

車の型式が「不明」のもの	式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	(ABCD1234)			
7. 基準緩和を受けているけん引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし	<u>NR付</u> <u>その他</u> <u>(記載なし)</u>	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし
7-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの(規則第35条の3第2項の規定により記載するものに限る。)					
(1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの	被けん引自動車の型式にシリアル番号を除く部分を付記	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234)		被けん引自動車の一連番号を除く部分を付記	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234)
(2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの	被けん引自動車の型式に車台番号を付記	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234)	<u>被牽引車有</u>	被けん引自動車の型式に車台番号を付記	被けん引車 組立 (東 41567 東)
(3) (1)及び(2)以外のもの	被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 組立 (東 41567 東)	<u>被牽引車有</u>	被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 フルハーブ ABDE
8. 4軸を超える自動車	軸重	第5軸重 8500kg	<u>その他</u>	軸重	第5軸重 8500kg
9. 燃料の種類欄に「その他」と記載した自動車	燃料の種類	燃料 水素	<u>その他</u>	燃料の種類	燃料 水素

<p>9-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの</p> <p>(2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの</p> <p>(3) ガソリン併用式のもの</p> <p>(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なものの</p>	<p>メタノールとガソリン等を85：15の比率で混合したもの(M85)を燃料とする旨</p> <p>メタノール(M100又はM85)を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨</p> <p>ガソリンを併用すること旨</p> <p>通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨</p>	<p>燃料 メタノール (M85)</p> <p>燃料 主メタノール (M100又はM85) 補助ガソリン又は軽油</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン併用</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン混合物(混合率可変)</p>	<p><u>燃料メタノール(M85)</u></p> <p><u>燃料主メタノール(M100又はM85)補助ガソリン又は軽油</u></p> <p><u>燃料メタノール・ガソリン併用</u></p> <p><u>燃料メタノール・ガソリン混合物(混合率可変)</u></p>	<p>9-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの</p> <p>(2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの</p> <p>(3) ガソリン併用式のもの</p> <p>(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なものの</p>	<p>メタノールとガソリン等を85：15の比率で混合したもの(M85)を燃料とする旨</p> <p>メタノール(M100又はM85)を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨</p> <p>ガソリンを併用すること旨</p> <p>通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨</p>	<p>燃料 メタノール (M85)</p> <p>燃料 主メタノール (M100又はM85) 補助ガソリン又は軽油</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン併用</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン混合物(混合率可変)</p>
<p>9-2. CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) ガソリン併用式のもの</p>	<p>ガソリンを併用すること旨</p>	<p>燃料 CNG・ガソリン併用</p>	<p><u>燃料CNG・ガソリン併用</u></p>	<p>9-2. CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) ガソリン併用式のもの</p> <p>(2) 軽油を着火燃料とするもの</p>	<p>ガソリンを併用すること旨</p> <p>CNGを燃料とし、軽油を着火燃料とする旨</p>	<p>燃料 CNG・ガソリン併用</p> <p>燃料 主CNG 補助軽油</p>

<p>(2) 軽油を着火燃料とするもの</p>	<p>CNGを燃料とし、軽油を着火燃料とする旨</p>	<p>燃料主 CNG 補助 軽油</p>	<p><u>燃料主 CNG 補助 軽油</u></p>	
<p>9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、バイオディーゼル100%燃料を使用するもの</p>	<p>バイオディーゼル100%燃料を併用している旨</p>	<p>燃料 バイオディーゼル100%燃料併用</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>燃料 バイオディーゼル100%燃料併用</p>
<p>9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 電気式又は蓄圧式のもの (2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの</p>	<p>ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨</p>	<p>ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車</p>	<p><u>ハイブリッド車</u> <u>プラグインハイブリッド車</u></p>	<p>ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車である旨</p>
<p>9-5. 軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの</p>	<p>揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用している旨</p>	<p>燃料 品確法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>燃料 品確法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用</p>
<p>9-6. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもの</p>	<p>燃料電池自動車である旨</p>	<p>燃料電池自動車</p>	<p><u>燃料電池車</u></p>	<p>燃料電池自動車</p>

電動機を備えたもの					<u>その他</u>
10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員 108 名	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	臨時乗車定員 共同使用者の氏名又は住所及び住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員 共同使用者の氏名又は住所及び住所
11. 使用者の名称が複数の自動車の自動車	臨時乗車定員 108 名	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	臨時乗車定員 共同使用者の氏名又は住所及び住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	11. 使用者の名称が複数の自動車の自動車	共同使用者の氏名又は住所及び住所
12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 (2) 在宅傷病者緊急往診用自動車	<u>緊急自動車</u>	緊急自動車である旨 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車である旨 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 (2) 在宅傷病者緊急往診用自動車	緊急自動車 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨
13. 道路維持作業用自動車	<u>道路維持作業用自動車</u>	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車である旨	13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨
14. 改造通達に定める改造自動車	<u>改造内容 操縦装置</u>	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日	14. 改造通達に定める改造自動車	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日
14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	<u>その他</u>	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨 括弧内はゴム履帯装着時を示す	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨 括弧内はゴム履帯装着時を示す	14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	括弧内はゴム履帯装着時を示す
15. 並行輸入自動車	<u>保安基準適用日 平成 12 年 4 月 1 日</u>	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 原動機型式打刻位置	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置	15. 並行輸入自動車	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置

					臨時乗車定員 108 名
					共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
					緊急自動車 在宅傷病者緊急往診用自動車
					道路維持作業用自動車
					改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日
					括弧内はゴム履帯装着時を示す
					保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 原動機型式打刻位置

置 原動機の最高出力時の回転数	置 シリンダープロック上面左側前部 原動機最高出力時 回転数 9,000rpm	置 シリンダープロック上面左側前部 原動機最高出力時 回転数 9,000rpm	置 シリンダープロック上面左側前部 原動機最高出力時 回転数 9,000rpm	側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm
<p>15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの</p> <p>(2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの</p> <p>(3) 改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの</p> <p>(4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの</p> <p>(5) 初めに検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成26年騒音規制以前の規制を適用する自動</p>	<p>規制の対象となる排出ガス規制の適合年</p> <p>規制の対象となる排出ガス規制の適合年</p> <p>変更された装置名</p> <p>後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨</p> <p>消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示</p>	<p>12年排出ガス規制適合</p> <p>11年排出ガス適合</p> <p>変更内容 緩衝装置</p> <p>後輪 緩衝装置なし</p>	<p>12年排出ガス規制適合</p> <p>11年排出ガス適合</p> <p>変更内容 緩衝装置</p> <p>後輪 緩衝装置なし</p> <p>その他</p> <p>その他</p>	<p>12年排出ガス規制適合</p> <p>11年排出ガス適合</p> <p>変更内容 緩衝装置</p> <p>後輪 緩衝装置なし</p> <p>初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WV T A) (車両データプレート) (COC) (外国登録証) (認可書)</p>

<p>(6) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を確認に用いた書面又は表示</p> <p>消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したものを(平成26年騒音規制以前の規制を適用する自動車に限る。)</p> <p>(6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染度規制が適用されるもの</p> <p>(7) 二輪自動車であってABS装着義務付け対象外の車体構造のもの</p> <p>(令和13年9月30日以前に製作された自動車を除く。)</p>	<p>消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を確認に用いた書面又は表示</p> <p>黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値</p> <p>ABS装着義務付け対象外の車体の構造である旨</p>	<p>初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WVTA) (車両データベースレート) (COC) (外国登録証) (認可書)</p> <p>黒煙汚染度規制値 25%</p> <p>「エンデュロ二輪自動車」(又は「トライアル二輪自動車」)として保安基準に適合</p>	<p><u>その他</u></p> <p><u>その他</u></p> <p><u>その他</u></p>	<p>16. 職権打刻をした自動車</p> <p>車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面</p> <p>シリアル番号 ABCDEF1234 56789</p> <p>シリアル番号 塗まつた車台番号</p>	<p>車に限る。)</p> <p>(6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染度規制が適用されるもの</p> <p>(7) 二輪自動車であってABS装着義務付け対象外の車体構造のもの</p> <p>(平成33年9月30日以前に製作された自動車を除く。)</p>	<p>黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値</p> <p>ABS装着義務付け対象外の車体の構造である旨</p>	<p>黒煙汚染度規制値 25%</p> <p>「エンデュロ二輪自動車」(又は「トライアル二輪自動車」)として保安基準に適合</p>	<p>16. 職権打刻をした自動車</p>	<p>車台番号打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)</p> <p>シリアル番号を有する場合のシリアル番号</p> <p>塗まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。)</p>	<p>車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面</p> <p>シリアル番号 ABCDEF1234 56789</p> <p>シリアル番号 塗まつた車台番号</p>	<p><u>車台番号打刻位置</u> <u>右側前輪ストラットハウジング上面</u></p> <p><u>シリアル番号</u> <u>ABCDEF1234</u> <u>56789</u> (記載なし)</p>
---	---	--	---	--	---	--	---	-----------------------	--	--	---

	号(塗まつした車台番号が職権打刻である場合を除く。) 原動機型式打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)	ABCDEF GH1234 56789 原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左側前部	<u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダーブロック上面左側前部</u>	原動機型式打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)	17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左側前部 積載物品は土砂等以外のものとする。
17-1. 3-4-15(1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であつて、附属装置等装着時は17.に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等以外のものとする旨	附属装置等装着時の積載物品は土砂等以外のものとする。	<u>その他</u>	17-1. 3-4-15(1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であつて、附属装置等装着時は17.に掲げる自動車となるもの	18. 熱害対策装置等を有する自動車であつて、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。) (1) 断続器の形式が接		18. 熱害対策装置等を有する自動車であつて、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。) (1) 断続器の形式が接	断続器の形式が接点式で	附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。 接点式

<p>が困難なものに限る。)</p>	<p>(1) 断続器の形式が接点式である旨</p>	<p>接点式</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの</p>	<p>ある旨</p>	<p>接点式、<u>OBD II</u></p>
<p>(1) 断続器の形式が接点式である旨</p>	<p>断続器の形式が接点式である旨</p>	<p>接点式</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりOBD II システムを備えていること</p>	<p>OBD II システムを備えている旨</p>	<p>接点式、<u>OBD II</u></p>
<p>(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりOBD II システムを備えていること</p>	<p>OBD II システムを備えている旨</p>	<p>接点式、<u>OBD2</u></p>	<p><u>その他</u></p>	<p>(3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの</p>	<p>失火検知システムを備えている旨</p>	<p>接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）</p>
<p>(3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの</p>	<p>失火検知システムを備えている旨</p>	<p>接点式、失火警報</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>(4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第 41 条第 2 項第 3 号、第 119 条第 2 項第 3 号又は第 197 条第 2 項第 3 号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの</p>	<p>燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨</p>	<p>接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）</p>
<p>(4) 公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの</p>	<p>燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨</p>	<p>接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>(4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第 41 条第 2 項第 3 号、第 119 条第 2 項第 3 号又は第 197 条第 2 項第 3 号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの</p>	<p>ある旨</p>	<p>接点式、<u>OBD II</u></p>

<p>号ただし書 き中「異常 温度以上に 上昇するこ とを防止す る装置」に 該当するこ とが確認さ れたもの</p>	<p>優良低減装置が装 着されている旨 優良低減装置の優 良評価番号</p>	<p>優良低減装置付 評価番号 MLIT- NPR-1</p>	<p><u>優良低減装置付</u></p>	
<p>19.「窒素酸化物又 は粒子状物質を 低減させる装置 の性能評価実施 要領」（平成 16 年国土交通省告 示第 814 号。以 下「低減装置評 価実施要領」と いう。）の規定 に基づき優良低 減装置として評 価・公表された 装置（第 2 種粒 子状物質低減装 置を除く。）を 装着することに より「道路運送 車両の保安基準 第 31 条の 2 に 規定する窒素酸 化物排出自動車 等及び窒素酸化 物排出基準等を 定める告示」 （平成 14 年国 土交通省告示第</p>	<p>19.「窒素酸化物又は粒子 状物質を低減させる装 置の性能評価実施要 領」（平成 16 年国土交 通省告示第 814 号。以 下「低減装置評価実施 要領」という。）の規定 に基づき優良低減装置 として評価・公表され た装置（第 2 種粒子状 物質低減装置を除く。） を装着することにより 「道路運送車両の保安 基準第 31 条の 2 に規 定する窒素酸化物排出 自動車等及び窒素酸化 物排出基準等を定める 告示」（平成 14 年国土 交通省告示第 310 号。 以下「第 31 条の 2 告 示」という。）第 4 条 （軽油を燃料とする自 動車にあっては第 4 条 及び第 5 条）の基準 （以下「NOx・PM 法の基準」という。）に 適合することが確認さ</p>	<p>優良低減装置が装着され ている旨 優良低減装置の優良評価 番号</p>	<p>優良低減装置付 評価番号 MLIT-NPR-1</p>	

<p>310号。以下「第31条の2告示」という。第4条（軽油を燃料とする自動車にあつては第4条及び第5条）の基準（以下「NOx・PM法の基準」という。）に適合することが確認された自動車</p>		<p>NOx・PM法対応変更有</p>	<p><u>NOx・PM法対応変更有</u></p>	<p>れた自動車</p>	<p>19-1. 原動機等の変更が行われた自動車であつて、次の各号によりNOx・PM特例告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあつては第4条及び第5条）の基準に適合することが確認された自動車 (1) 公的試験機関の試験結果 (2) 諸元値をもつ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた場合であつて、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載された自動車の諸元値</p>	<p>原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合すること確認した旨</p>	<p>原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合すること確認した旨</p>	<p>NOx・PM法対応変更有</p>
--	--	---------------------	----------------------------	--------------	---	---	---	---------------------

<p>機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値</p>	<p>NOx処理装置が装着されている旨</p>	<p>NOx処理装置付</p>	<p><u>NOx処理装置付</u></p>			<p>NOx処理装置付</p>
<p>19-2. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 公的試験機関の試験結果により第31条の2告示第2条の基準に適合すること (2) 平成14年9月30日以前に公的試験機関の試験結果により「道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令」(平成14年国土交通省令第24号)の施行前の保安基準第31条の2の基準に適合することが確認された自動車であって第31条の2告示第4条(軽油を燃</p>	<p>NOx処理装置が装着されている旨</p>	<p>NOx処理装置付</p>	<p>NOx処理装置が装着されている旨</p>	<p>19-2. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 公的試験機関の試験結果により第31条の2告示第2条の基準に適合すること (2) 平成14年9月30日以前に公的試験機関の試験結果により「道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令」(平成14年国土交通省令第24号)の施行前の保安基準第31条の2の基準に適合することが確認された自動車であって第31条の2告示第4条(軽油を燃</p>	<p>NOx処理装置が装着されている旨</p>	<p>NOx処理装置付</p>

<p>路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第24号)の施行前の保安基準第31条の2の基準に適合すること が確認された自動車であって第31条の2告示第4条(軽油を燃料とする自動車)にあっては第4条又は第5条)の基準に適合していないもの</p>	<p>優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の認定番号及び優良低減改造証明書の交付番号</p>	<p>優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>19-3. 「道路運送車両の保安基準第31条の2の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領」(平成17年国土交通省告示第894号。以</p>	<p>優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234</p>	<p>優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の認定番号及び優良低減改造証明書の交付番号</p>	<p>料とする自動車にあつては第4条又は第5条)の基準に適合していないもの</p>
--	---	---	-------------------	--	---	---	---

<p>造の認定実施要領」(平成17年国土交通省告示第894号。以下「低減改造認定実施要領」という。)の規定に基づき優良低減改造として認定・公表された改造を行なったことによりNOx・PM法の基準に適合することが確認された自動車</p>				<p>下「低減改造認定実施要領」という。)の規定に基づき優良低減改造として認定・公表された改造を行うことによりNOx・PM法の基準に適合することが確認された自動車</p>
<p>20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車</p>	<p>騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制に適合している旨、騒音規制値がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認定実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定期則第41号又は第51号による近接排気騒音の測定回転数、細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨</p>	<p>平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB 平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A/近接排気騒音値 85dB/測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm) マフラー加速騒音規制適用車</p>	<p><u>平成10年騒音99dB</u> <u>平成28年騒音 M1A1A 85dB</u> <u>3,750rpm (旧)</u> <u>4,500rpm</u> <u>マフラー加速適用車</u></p>	<p>平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB 平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A/近接排気騒音値 85dB/測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm) マフラー加速騒音規制適用車</p>

	騒音の測定回転数、細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	車いすを固定するための装置を有する旨	<u>その他</u>	
21. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車（車いす専用のスペースを有するものに限る。）	車いすを固定するための装置を有する旨	車いすを固定するための装置を有する旨	<u>その他</u>	車いす固定装置付（1基）
22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイである旨	<u>その他</u>	側車付オートバイ
23. 用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当	<u>特種用途（使用者限定）</u>	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当
24. 用途区分通達4-1-3(3)及び(4)に掲げる自動車（24.に掲げる場合を除く。）	平成13年から施行される構造要件が適用される旨	平成13年特種構造要件適用車	<u>平成13年特種構造要件適用車</u>	平成13年特種構造要件適用車
25. 用途区分通達4-1-3(4)に掲げる自動車のうち	平成15年から施行される構造要件が適用される旨	平成15年特種構造要件適用車	<u>平成15年特種構造要件適用車</u>	平成15年特種構造要件適用車

ちのキャンピング車					
26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付	SLD付	速度抑制装置を装着して いる旨	速度抑制装置付
27. 最高速度20km/h未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車であって次の各号に掲げるものに掲げるもの (1) 新規検査若しくは予備検査(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第69条の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。)、継続検査又は構造等変更検査を受けるもの (2) 走行距離計の表示値が前回の表示値を下回るもの((1)の検査を受けるものに限る。)	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9,000km (平成16年4月1日)	(記載なし)	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9000km (平成16年4月1日)
28. 貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車	走行距離計の表示値のうち最大値 (検査申請日)	走行距離計記録最大値 200,000km (平成29年1月1日)	(記載なし)	走行距離表示値のうち最大値 (検査申請日)	走行距離記録最大値 200000km (平成29年1月1日)
28. 貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2個 300L 300L	燃料タンク 2個 300L 300L	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2個 300L 300L

上の普通自動車	自主防犯活動に使用する自動車	自主防犯活動用自動車	自主防犯活動用自動車
29. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人（平成24年6月30日以前に製作された自動車）	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	自主防犯活動用自動車
30. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人（平成24年6月30日以前に製作された自動車）	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合
30-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨
31. 「自動車」の排出ガス低減性能	排出ガス低減性能	排出ガス低減性能	排出ガス低減性能向上改造

<p>出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成19年国土交通省告示第131号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第3条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車</p>	<p>上改造が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」(平成19年3月9日付け国自環第249号)第4の低減性能向上改造証明書(以下「低減性能向上改造証明書」という。)の交付番号</p>	<p>向上改造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123</p>	
<p>32. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用し、無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成26年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車に排出ガス規制の識別記号のないもの</p>	<p>オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨</p>	<p>オパシメータ測定</p>	<p><u>オパシメータ測定</u></p>
<p>33. 細目告示第2条の2の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車</p>	<p>二輪自動車の基準の適用する旨</p>	<p>二輪自動車の保安基準を適用</p>	<p><u>二輪車基準適用</u></p>
<p>減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成19年国土交通省告示第131号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第3条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車</p>	<p>が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」(平成19年3月9日付け国自環第249号)第4の低減性能向上改造証明書(以下「低減性能向上改造証明書」という。)の交付番号</p>	<p>造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123</p>	
<p>32. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用し、無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成26年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車に排出ガス規制の識別記号のないもの</p>	<p>オパシメータを使用し、無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨</p>	<p>オパシメータ測定</p>	
<p>33. 細目告示第2条の2の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車</p>	<p>二輪自動車の基準の適用する旨</p>	<p>二輪自動車の保安基準を適用</p>	

適用する自動車 34. 「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定により有効な算定燃費取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001 (算定燃費取得済特定改造自動車)	<u>算定燃費</u>
35. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散装置、動力伝達装置又は燃料の種類に變更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	排出ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排出ガス燃費影響装置等変更	<u>排出ガス燃費影響装置等変更</u>
36. 平成22年4月1日	消音器の加速走行	マフラー加速騒音	<u>マフラー加速適用</u>
燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001 (算定燃費取得済特定改造自動車)	排出ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排出ガス燃費影響装置等変更
36. 平成22年4月1日以	マフラー加速騒音規制適用	消音器の加速走行騒音性	マフラー加速騒音規制適用

月 1 日以降に製作された自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）	騒音性能規制（以下「マフラー騒音規制」という。）が適用される旨	規制適用車	<u>車</u>
37. 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 22 条の 2 における道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の特例により、自動車検査証の有効期間の伸長を指定自家用貨物自動車	自動車検査証の有効期間の伸長をした旨	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長車	<u>その他</u>
38. 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合	<u>その他</u>
39. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに適合している旨	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（バン型） （タンク型） （幌枠型） （コンテナ型） （自動車運搬型） （煽型） （スタンション（○本）型） （船底型）	<u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>スタンション（○本）型</u> <u>（記載なし）</u>
能規制（以下「マフラー加速騒音規制」という。）が適用される旨	自動車検査証の有効期間の伸長をした旨	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるものに適合している旨	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合
用車	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長車	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合 （バン型） （タンク型） （幌枠型） （コンテナ型） （自動車運搬型） （煽型） （スタンション（○本）型） （船底型）

40. 保安基準第2条第1項の告示で定めるもの及び第4条第3号で定めるもの(幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。)	トラクタとセミトレーラの組み合わせによって、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けられない場合があります。	連結車の組み合わせによって、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けられない場合があります。	保安基準適用年月日 平成28年11月1日	40. 保安基準第2条第1項の告示で定めるもの及び第4条第3号で定めるもの(幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。)	トラクタとセミトレーラの組み合わせによって、特殊車両通行許可を受けられない旨	連結車の組み合わせによって、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けられない場合があります。
41. <u>多仕様自動車</u> (出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。)	保安基準適用年月日 平成28年11月1日	保安基準適用年月日 平成28年11月1日	<u>保安基準適用日平成28年11月1日</u>	41. <u>共通構造型式指定</u> 自動車(出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。)	適用する保安基準の判定年月日(出荷検査証発行日)	適用する保安基準の判定年月日(出荷検査証発行日)
42. 法第41条第2項に定められた自動運行装置を備えた自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置(走行環境条件を含む。)に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2)(1)以外のもの	自動運行装置搭載車	自動運行装置搭載車	<u>自動運行装置搭載車</u>	42. 法第41条第2項に定められた自動運行装置を備えた自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置(走行環境条件を含む。)に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2)(1)以外のもの	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車 自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
42. 法第41条第2項に定められた自動運行装置を備えた自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置(走行環境条件を含む。)に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2)(1)以外のもの	自動運行装置搭載車	自動運行装置搭載車 近運技第123号 令和2年4月1日	<u>自動運行装置搭載車</u>	42. 法第41条第2項に定められた自動運行装置を備えた自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置(走行環境条件を含む。)に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2)(1)以外のもの	自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	自動運行装置搭載車 近運技第123号 令和2年4月1日

<p>43. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</p>	<p>OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日</p>	<p>OBD検査対象車 <u>OBD検査開始年月日</u> 令和6年10月1日</p>	<p><u>OBD検査対象</u></p>
<p>44. OBD検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD検査対象外となった自動車</p>	<p>OBD検査の対象外である旨</p>	<p>OBD検査対象外車</p>	<p><u>(記載なし)</u></p>

(注) 20. の記録事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記録する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合では、指定自動車等にあつては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元素の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車を有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1)～(3) (略)

3-4-21 規則第 35 条の 3 第 1 項第 24 号及び法第 58 条第 2 項後段の規定に基づき検査証に記載を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により記録する。

なお、検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記録される自動車は、検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記録され、第 96 条第 3 項、第 98 条第 4 項、第 99 条第 9 項、第 100 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 12 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 14 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 17 項第 1 号若しくは第 2 号、第 169 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 174 条第 3 項第 1 号、第 176 条第 1 号若しくは第 2 号、第 177 条第 6 項第 1 号又は第 178 条第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号若しくは第 10 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 11 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 13 項に該当するようになつた場合には、当該記録事項を法第 67 条第 1 項の規定により処理するものとする。

(1) 保安基準第 11 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であつて、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 11 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

(注) 20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合では、指定自動車等にあつては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元素の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車を有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1)～(3) (略)

3-4-21 規則第 35 条の 3 第 1 項第 24 号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車は、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載され、第 96 条第 3 項、第 98 条第 4 項、第 99 条第 9 項、第 100 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 12 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 14 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 17 項第 1 号若しくは第 2 号、第 169 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 174 条第 3 項第 1 号、第 176 条第 4 項第 1 号若しくは第 2 号、第 177 条第 6 項第 1 号又は第 178 条第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号若しくは第 10 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 11 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 13 項に該当するようになつた場合には、当該記載事項を法第 67 条第 1 項の規定により処理するものとする。

(1) 保安基準第 11 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であつて、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 11 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(2) 保安基準第15条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第15条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(3) 保安基準第17条第3項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条第3項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(4) 保安基準第17条の2第6項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条の2第6項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(5) 保安基準第18条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

「この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(2) 保安基準第15条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第15条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(3) 保安基準第17条第3項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条第3項への適合性の判定を行っていない自動車

「この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(4) 保安基準第17条の2第6項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条の2第6項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(5) 保安基準第18条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(6) 保安基準第18条第3項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第3項への適合性の判定を行つていない自動車
(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。」
(記載例)「破壊試験未実施車」

(7) 保安基準第18条第4項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第4項への適合性の判定を行つていない自動車
(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。」
(記載例)「破壊試験未実施車」

(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行つていない自動車
(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、ボールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。」
(記載例)「破壊試験未実施車」

(9) 保安基準第18条第6項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第6項への適合性の判定を行つていない自動車
(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。」
(記載例)「破壊試験未実施車」

(10) (2)又は(3)及び(5)に該当する自動車
(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対す

(6) 保安基準第18条第3項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第3項への適合性の判定を行つていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。」
(新設)

(7) 保安基準第18条第4項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第4項への適合性の判定を行つていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。」
(新設)

(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行つていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、ボールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。」
(新設)

(9) 保安基準第18条第6項の規定の適用を受ける自動車であつて、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第6項への適合性の判定を行つていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行つていません。」
(新設)

(10) (2)又は(3)及び(5)に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対す

る破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(11) (2)又は(3)、(5)及び(7)に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(12) (2)又は(3)及び(7)に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

3-4-21の2 規則第35条の3第3項及び**同第35条の4第3項**の規定に基づき検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第35条の3第1項第14号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第12条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M : 牽引自動車の車両総重量(kg)

M' : 牽引自動車の車両重量(kg)

Wd : 牽引自動車の駆動軸重(kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h)

SV : 牽引自動車の諸元表に記載されたV km/hからの制動距離(m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s²)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であつてその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であつて、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

る破壊試験を行っていません。」

(新設)

(11) (2)又は(3)、(5)及び(7)に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(12) (2)又は(3)及び(7)に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

3-4-21の2 規則第35条の3第3項の規定に基づき自動車検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第35条の3第1項第15号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記録するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第12条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記載する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M : 牽引自動車の車両総重量(kg)

M' : 牽引自動車の車両重量(kg)

Wd : 牽引自動車の駆動軸重(kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h)

SV : 牽引自動車の諸元表に記載されたV km/hからの制動距離(m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s²)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であつてその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であつて、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N) に対し、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考欄

(記録例)

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ1,000kg及び500kgとする。

(記載例)

牽引可能車両総重量

(1)～(2) (略)

3-4-21の3 規則第35条の3第1項第29号及び法第58条第2項後段の規定に基づき検査証に記録を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により記録する。

(記録例)

「この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km 毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」

(記載例)

高速道路等走行不可

3-4-22 指定自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM総量削減法」という。）第13条第1項の指定自動車をいう。以下本項において同じ。）（乗用自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第5条の乗用自動車をいう。以下本項において同じ。）にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。）について、保安基準第31条の2の規定に係る適合性等を検査証等の備考欄に次のとおり記録する。

なお、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の記載文中の「○年○月○日」は当該自動車の特定期日（道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。）

FS：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N) に対し、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ1,000kg及び500kgとする。

(新設)

(1)～(2) (略)

3-4-21の3 規則第35条の3第1項第29号の規定に基づき自動車検査証に記録を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記録する。

「この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km 毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」

(新設)

3-4-22 指定自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM総量削減法」という。）第13条第1項の指定自動車をいう。以下本項において同じ。）（乗用自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第5条の乗用自動車をいう。以下本項において同じ。）にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。）について、保安基準第31条の2の規定に係る適合性等を検査証等の備考欄に次のとおり記録する。

なお、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の記載文中の「○年○月○日」は当該自動車の特定期日（道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。）

の特定期日をいう。)、(5)及び(9)の記載文中の「△年△月△日」は当該自動車の窒素酸化物特定期日(第31条の2告示の窒素酸化物特定期日をいう。)

とする。
(1) 第31条の2告示第4条(軽油を燃料とする自動車)は第4条及び第5条。以下(2)から(13)までにおいて同じ。)の基準値に適合している自動車

(記録例)

「使用車種規制 (NOx・PM) 適合」

(記載例)

NOx・PM 適合

(2) 自動車NOx・PM総量削減法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域(以下「NOx・PM対策地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車及び予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査等の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(3) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第6条に規定する特定地域(以下「NOx特定地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条基準値に適合していない自動車(特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。)

の特定期日をいう。)、(5)及び(9)の記載文中の「△年△月△日」は当該自動車の窒素酸化物特定期日(第31条の2告示の窒素酸化物特定期日をいう。)

とする。
(1) 第31条の2告示第4条(軽油を燃料とする自動車)は第4条及び第5条。以下(2)から(13)までにおいて同じ。)の基準値に適合している自動車

「使用車種規制 (NOx・PM) 適合」

(新設)

(2) 自動車NOx・PM総量削減法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域(以下「NOx・PM対策地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車及び予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査等の際に同条の基準値に適合していない自動車

「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(3) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合していない自動車

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第6条に規定する特定地域(以下「NOx特定地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条基準値に適合していない自動車(特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。)

(記録例)

「この自動車は NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができませぬ。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができませぬ。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(5) 第31条の2告示第2条及び第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができませぬ。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができませぬ。」

(記載例)

NOx 及び NOx・PM 不適合

(6) NOx・PM 法対策地域外に使用の本拠を有する自動車であつて、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないうかがあります。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

(7) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であつて、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないうかがあります。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

(8) NOx 特定地域外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であつて、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

(記録例)

「この自動車は NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができませぬ。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができませぬ。」

(新設)

(5) 第31条の2告示第2条及び第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条の基準値に適合していない自動車

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができませぬ。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができませぬ。」

(新設)

(6) NOx・PM 法対策地域外に使用の本拠を有する自動車であつて、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないうかがあります。」

(新設)

(7) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であつて、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないうかがあります。」

(新設)

(8) NOx 特定地域外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であつて、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

「この自動車は NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができず、また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができず、また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができず。」

(記載例)

NOx 及び NOx・PM 未判定

(9) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明な自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができず、また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができず。」

(記載例)

NOx 及び NOx・PM 未判定

(10) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができず。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(11) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができず。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

(12) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定

「この自動車は NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができず、また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができず。」

(新設)

(9) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明な自動車

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができず、また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができず。」

(新設)

(10) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができず。」

(新設)

(11) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができず。」

(新設)

(12) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定

期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(13) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第31条の2告示第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

(14) 特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたもの

(記録例)

「使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車」

(記載例)

NOx・PM 対象外

3-4-23 限定検査証の備考欄には、次のとおり記載する。
なお、(2)の記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証に記録された当該検査証の有効期間の満了する日とする。

(1) (略)

(2) 継続検査の結果交付するもの

(1) 継続検査の結果交付する 限定検査証の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です。」

(甲)・(ハ) (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の 検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を 法第58条第2項後段に規定する方法によって次のとおり 記録するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

(表) (略)

期日の前日以前である自動車

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(13) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第31条の2告示第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(14) 特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたもの

「使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車」

(新設)

3-4-23 限定検査証の備考欄には、次のとおり記載する。
なお、(2)の記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証に記載された当該検査証の有効期間の満了する日とする。

(1) (略)

(2) 継続検査の結果交付するもの

(1) 継続検査の結果交付する 限定自動車検査証 (以下「限定検査証」という。)の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です。」

(甲)・(ハ) (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の 自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり 記載するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

(表) (略)

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記録する。

(2) (略)

3-4-25 (削除)

3-4-26 完成検査終了証の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代える場合には、完成検査終了証に記載された事項を該当欄に記録するものとする。

(2) (略)

3-4-27 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1 から3-4-26 までにより記録されたものとみなして、法第67条第1項の規定による記録事項の変更についての変更記録を要しないものとする。

3-5 (自動車検査記録簿(乙)の記載)

3-5-1 (略)

3-5-2 備考欄の記載は、3-4-20の例によるものとする。なお、自動車検査記録簿(乙)を作成する自動車について、第4号様式と同等の記載事項が網羅されていれば任意の様式を用いてもよいこととする。その場合、運輸支局等名小印又は受付日付印を押印するものとし、備考欄の記載事項のみ別紙とする場合も同様とする。

3-6 (審査結果通知の受理等)

3-6-1~3-6-2 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1 検査証又は予備検査証の交付又は返付(以下「返付等」とする。)は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、検査証又は予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、検査証又は予備検査証の記録内容の走行距離計

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記録する。

(2) (略)

3-4-25 法第54条第4項及び第71条の2第2項に規定する点検等の勧告(以下この項において「点検等の勧告」という。)をしたときは、当該点検等の勧告を受けた登録自動車又は二輪の小型自動車について、当該自動車の限定自動車検査証及び自動車検査証の備考欄に、定期点検整備の実施を指導した旨の履歴を次のとおり記載するものとする。

なお、記載文中の「〇年〇月〇日」は、点検等の勧告が発動された日とし、最長の間隔で行うべき定期点検が2回連続で実施された場合には全ての指履歴の記載を削除するものとする。

「【定期点検整備実施の指導履歴】〇年〇月〇日勧告」

3-4-26 完成検査終了証の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代える場合には、完成検査終了証に記載された事項を該当欄に記録するものとする。

(2) (略)

3-4-27 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1 から3-4-26 までにより記録されたものとみなして、法第67条第1項の規定による記録事項の変更についての記入を要しないものとする。

3-5 (自動車検査記録簿(乙)の記載)

3-5-1 (略)

3-5-2 備考欄の記載は、3-4-20の例によるものとする。

3-6 (審査結果通知の受理等)

3-6-1~3-6-2 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1 自動車検査証又は自動車予備検査証の交付又は返付(以下「返付等」とする。)は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、自動車検査証又は自動車予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容

表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 検査証又は予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記録内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の個人情報に該当する内容が目につくよう保管しておくものとする。

3-7-2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値（第2号に限る。）が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書）に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計の表示値（申請書に記載されているものに限る。）と同一であることを確認する。

(1)～(3) (略)

3-7-3 削除

3-7-4 検査証又は予備検査証を再交付するときは、再交付する検査証又は予備検査証の備考欄に再交付の旨を、検査証にあっては法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、予備検査証にあっては記載するものとする。

3-7-5 (略)

3-7-6 予備検査証に基づく検査証交付申請と同時に予備検査証の変更記録申請があるときは、予備検査証の変更記録をすることなく当該変更記録に係る事項を検査証に記録して差し支えない。

3-7-7 削除

3-7-8 継続検査後の検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記録事項を変更した検査証の返付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、検査証の有効期間の更新又は記録事項を変更した検査証の返付ができない場合には、検査証の備考欄（備考欄に記載できない場合は余白部分等）に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審

の走行距離計表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 自動車検査証又は自動車予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の記載内容が目につくよう保管しておくものとする。

3-7-2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値（第2号に限る。）が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書）に記載されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計の表示値（申請書に記載されているものに限る。）と同一であることを確認する。

(1)～(3) (略)

3-7-3 電子情報処理組織によらないで検査証の有効期間を記入したときは、記入した有効期間の末尾に運輸支局等名小印を押印するものとする。

3-7-4 検査証又は自動車予備検査証を再交付するときは、再交付する検査証又は自動車予備検査証の備考欄に再交付の旨を記載するものとする。

3-7-5 (略)

3-7-6 予備検査証に基づく検査証交付申請と同時に予備検査証の記入申請があるときは、予備検査証の記入をすることなく当該記入に係る事項を検査証に記載して差し支えない。

3-7-7 削除

3-7-8 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記録事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記録事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審

査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。この場合において、放置違反金の滞納が無いことが確認されれば、検査証を発行し返付するものとする。

3-7-9 (略)

3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。

(3) (略)

3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合（使用停止）」の審査結果通知があった場合には、検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。

①～③ (略)

3-8-3 限定検査証を交付する場合には、次の各号によるものとする。

(1) 限定検査証（その1）

電子情報処理組織により出力したものを交付するものとする。

(2) (略)

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること^等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(3) (略)

査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。

3-7-9 (略)

3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。

(3) (略)

3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合（使用停止）」の審査結果通知があった場合には、自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。

①～③ (略)

3-8-3 限定検査証を交付する場合には、次の各号によるものとする。

(1) 限定検査証（その1）

専ら電子情報処理組織により出力したものを交付するものとする。ただし、電子情報処理組織によらないで限定検査証（その1）を交付する場合には、提出のあった検査証を書き換え限定検査証（その1）を作成し、記入した有効期間の末尾及び抹消した箇所に運輸支局等名小印を押印するものとする。

(2) (略)

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること^等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(3) (略)

3-8-5 電子情報処理組織により有効期間を記録し出力された検査証又は限定検査証を返付した場合（3-7-5に掲げる場合を除く。）には、提出された検査証又は限定検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-8-6～3-9-3（略）

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 検査標章再交付申請書と検査証又は限定検査証を照合すること。
- (2) き損し又はその識別が困難となったことを事由とする再交付の場合には、当該検査標章の提出を求めめるものとする。

(削除)

(3) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証に記録されている有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載されている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(4) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の個人情報に該当する内容が目につけられず保管しておくものとする。

3-9-5 検査証の有効期間の記録をした場合における既に交付された前面ガラスにはり付けてある検査標章で、検査証の有効期間と同一の有効期間を表示しなくなった検査標章は、自動車に表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-9-6 3-4-24(2)の規定に基づき検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を法第58条第2項後段に規定する方法によって記録する自動車（前面ガラスのない自動車を除く。）については、検査標章（裏面下部の余白部）に「法定点検未実施（車検時）」を記載するものとする。

3-10（略）

3-11 保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-8-5 電子情報処理組織により有効期間を記入し出力された検査証又は限定検査証を返付した場合（3-7-5に掲げる場合を除く。）には、提出された検査証又は限定検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-8-6～3-9-3（略）

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 検査標章再交付申請書と検査証又は限定検査証を照合すること。
- (2) き損し又はその識別が困難となったことを事由とする再交付の場合には、当該検査標章の提出を求めめるものとする。

(3) 検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨及びその年月日を記載すること。ただし、やむを得ない理由により他の運輸支局等に使用の本拠の位置を有する自動車の検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨、その年月日及び再交付した運輸支局等名を記載すること。

(4) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証の有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載されている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(5) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の記載内容が目につけられず保管しておくものとする。

3-9-5 検査証の有効期間の記入をした場合における既に交付された前面ガラスにはり付けてある検査標章で、検査証の有効期間と同一の有効期間を表示しなくなった検査標章は、自動車に表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-9-6 3-4-24(2)の規定に基づき自動車検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を記録する自動車（前面ガラスのない自動車を除く。）については、検査標章（裏面下部の余白部）に「法定点検未実施（車検時）」を記載するものとする。

3-10（略）

3-11 (保安基準適合標章の表示)

3-11-1 保安基準適合標章の表示箇所は、保安基準適合標章の有効期間を表示した面を自動車の前面から見やすい位置（運転者の視野を妨げるような位置でないこと。）に表示するよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-11-2 保安基準適合標章を前面ガラスに装着して又ははり付けて表示する場合の表示箇所は、3-9-1に準ずる。

3-11-3 検査証の有効期間を記入した後は、保安基準適合標章を表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記録された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 継続検査の申請の受理は、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記録された基準緩和の認定期限の残存期間の有無にかかわらず、申請を受理するものとするが、基準緩和の認定期限の残存期間が無い場合には、検査証を返付しないものとする。ただし、基準緩和の認定期限の残存期間中に法第94条の5第2項の検査を実施し、基準緩和の認定期限の満了後に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出があったものについては、自動車検査証の有効期間の更新を行い自動車検査証を返付するものとする。

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13 (基準緩和セミトレーラの基準最大積載量及び基準車両総重量の取扱い)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の記録は次の各号による。

(1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。

(2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。

(3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。

(4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記録された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 継続検査の申請の受理は、当該基準緩和自動車の検査証備考欄に記録された基準緩和の認定期限の残存期間の有無にかかわらず、申請を受理するものとするが、基準緩和の認定期限の残存期間が無い場合には、検査証を返付しないものとする。ただし、基準緩和の認定期限の残存期間中に法第94条の5第2項の検査を実施し、基準緩和の認定期限の満了後に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出があったものについては、検査証の有効期間の更新を行い検査証を返付するものとする。

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13 (基準緩和セミトレーラの基準最大積載量及び基準車両総重量の取扱い)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の記録は次の各号による。

(1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。

(2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。

(3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。

(4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

第4章 自動車の検査 (技術関係)

4-1~4-21の2-1 (略)

4-21の2-2 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。)及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第31条の2告示の基準の適合性の判定については以下による。

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記録がある自動車(原動機等の変更又は車両総重量の変更(当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。))が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。)については、その記録により判定する。この場合において、4-21の2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に3-4-21(1)の記録がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならぬ。

(2) (略)

(3) 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に3-4-21の規定に基づく記録のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記録のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

4-21の2-3~4-21の2-8 (略)

4-21の2-9 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、検査証の記録事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

4-21の3から4-43まで 削除

第5章 削除

5-1から5-10まで 削除

第4章 自動車の検査 (技術関係)

4-1~4-21の2-1 (略)

4-21の2-2 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。)及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第31条の2告示の基準の適合性の判定については以下による。

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記載がある自動車(原動機等の変更又は車両総重量の変更(当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。))が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。)については、その記載により判定する。この場合において、4-21の2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に3-4-21(1)の記載がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならぬ。

(2) (略)

(3) 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に3-4-21の規定に基づく記載のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記載のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

4-21の2-3~4-21の2-8 (略)

4-21の2-9 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

4-21の3から4-43まで 削除

第5章 削除

5-1から5-10まで 削除

第6章 雑則

6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては、4,000枚を1箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3～6-5 (略)

6-6 申請書(添付資料(自動車機構の自動車審査証紙を含む。))を含む。)、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「(控)自動車検査証」は1カ年間(検査証の有効期間が2年に係るものにあつては、2カ年間、3年に係るものにあつては、3カ年間)、検査標章授受出納簿は3カ年間、職権打刻台帳は10カ年間それぞれ保存しておくものとする。また、「キヤッシュレス支払い内容確認書」については、自動車重量税法施行令に規定する関係書類の保存年数に準じて保存しておくものとする。

6-7 (略)

6-8 削除

別表第1～第3号様式 (略)

第6章 雑則

6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては、4,500枚を1箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3～6-5 (略)

6-6 申請書(添付資料(自動車機構の自動車審査証紙を含む。))を含む。)、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等及び限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票は1カ年間(検査証の有効期間が2年に係るものにあつては、2カ年間、3年に係るものにあつては、3カ年間)、検査標章授受出納簿は3カ年間、職権打刻台帳は10カ年間それぞれ保存しておくものとする。

6-7 (略)

6-8 削除

別表第1～第3号様式 (略)

第4号様式

第4号様式

別添3

添付書類（キャッシュレス決済による申請の提出書類等については、3-2（申請書の受理）に定める取扱いに従うものとする。）

1. 継続検査又は臨時検査の申請

(1) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(ア) 継続検査申請書

臨時検査申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されてる場合は限定自動車検査証）

(エ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

(オ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

(a) 適合判定された審査結果の通知

(b) 有効な保安基準適合証

(c) 限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要）

(カ) その他の必要書類

(2) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）

(ア) 自動車税等の滞納のないことを証するに足る書面（継続検査の場合に限り必要）

(イ) 点検整備記録簿

(ウ) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

(エ) その他の必要書類

2. 予備検査の申請

2.1. 新車（初めて検査を受ける自動車）

(1) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(a) 予備検査申請書

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c) 保安基準に適合していることが確認できる書面

i 適合判定された審査結果の通知

(d) 保安基準第3 1条第2項に適合するものであることを証する書面

次のうちいずれかのもの

- i 排出ガス検査終了証
 - ii 輸入自動車特別取扱届出済書
 - iii 公的試験機関において実施された試験結果を示す書面
- (e) 保安基準第30条第1項に適合するものを証する書面
- 次のうちいずれかのもの
- i 認められた機関において実施された試験結果を表す書面
 - ii 輸入自動車特別取扱届出済書
- (f) その他の必要書類
- (イ) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）
- (a) 譲渡証明書
- (b) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）
- 次のうちいずれかのもの
- i 自動車通関証明書
 - ii 輸入自動車等の打刻届出書
- (c) その他の必要書類
- (2) 型式指定自動車の場合
- (ア) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）
- (a) 予備検査申請書
- (b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (c) 完成検査終了証（有効期限切れの場合は完成検査終了証に加え
て適合判定された審査結果の通知）
- (d) その他の必要書類
- (イ) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）
- (a) 譲渡証明書
- (b) その他の必要書類
2. 2. 中古車（初めて検査を受ける自動車以外）
- (1) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）
- (ア) 予備検査申請書
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (ウ) 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けた場合に限り必要）
- (エ) 保安基準に適合していることが確認できる書面
- 次のうちいずれかのもの
- (a) 適合判定された審査結果の通知
- (b) 有効な保安基準適合証
- (c) 限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備

において整備を行った場合に限り必要)

- (オ) その他の必要書類
- (2) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）
 - (ア) 譲渡証明書
 - (イ) 登録識別情報等通知書（新車の場合は不要）
ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車においては一時抹消登録証明書
 - (ウ) 自動車検査証返納証明書（二輪の小型自動車（新車を除く。）の場合に限り必要）
 - (エ) その他の必要書類

3. 自動車予備検査証記入の申請

提出書類

- (ア) 自動車予備検査証記入申請書
- (イ) 自動車予備検査証
- (ウ) その他の必要書類

4. 自動車予備検査証再交付の申請

提出書類

- (ア) 自動車予備検査証再交付申請書
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (ウ) 自動車予備検査証
- (エ) その他の必要書類

5. 限定自動車検査証の再交付の申請

提出書類

- (ア) 限定自動車検査証再交付申請書
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (ウ) 限定自動車検査証
- (エ) その他の必要書類

6. 検査標章の再交付の申請

(1) 提出書類

- (ア) 検査標章再交付申請書
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (ウ) その他の必要な書類

(2) 提示書類

(ア) 自動車検査証

附 則 (令和4年12月23日国自整第207号、国自情第255号)

本改正規定は、令和5年1月4日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にある令和4年国土交通省令第45号による改正前の「自動車の登録及び検査に関する申請書の様式を定める省令」第18号様式の自動車検査証による申請等は、従前の取扱いによることができる。

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和４年１２月
自動車局
整備課

1. 改正の背景

今般、令和５年１月から始まる自動車検査証の電子化及び自動車保有関係手続におけるキャッシュレス化に伴い、2. に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）

2. 改正の概要

- （1）従来車検証の備考欄に記載していた内容について、電子車検証の券面に簡略化した表記にて記載するとともに、IC タグに詳細内容を記録する旨規定する。
- （2）申請者がクレジットカードにより手数料等を納付する場合、国職員による納付状況の確認方法を規定する。
- （3）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和４年１２月（下旬）

施行：令和５年１月４日

国自整第 2 4 5 号の 3
国自情第 3 1 2 号の 3
令和 5 年 2 月 2 2 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和36年11月25日付け自車第880号
 改正 令和5年2月22日付け国自整第245号、国自情第312号

新	旧
<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-2-8 (略)</p> <p>3-3 (審査依頼)</p> <p>3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。</p> <p>なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとする。</p> <p>3-3-2～3-4-16 (略)</p> <p>3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記録するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記録する。</p> <p>3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査証の有効期間の満了する日の1月前の日（道路運送車両法施行規</p>	<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-2-8 (略)</p> <p>3-3 (審査依頼)</p> <p>3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。</p> <p>なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとする。</p> <p>3-3-2～3-4-16 (略)</p> <p>3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記録する。</p> <p>3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日（道路運送車両法</p>

則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては2月前の日)は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

検査証の有効期間の満了する日 検査証の有効期間の満了する日の1月前の日

2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日(閏年にあつては29日)
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

検査証の有効期間の満了する日 検査証の有効期間の満了する日の2月前の日

1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日(閏年にあつては29日)

(3) (削除)

3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ~4-1. (略)	(略)	(略)	(略)
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積	品名 第一石油類 容積 5000L	タンク車 第一石油類 5000L 0. 750

施行規則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては2月前の日)は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

自動車検査証の有効期間の満了する日 自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日

2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日(閏年にあつては29日)
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

自動車検査証の有効期間の満了する日 自動車検査証の有効期間の満了する日の2月前の日

1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日(閏年にあつては29日)

(3) (削除)

3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ~4-1. (略)	(略)	(略)	(略)
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積	品名 第一石油類 容積 5000L	タンク車 第一石油類 5000L 0. 750

5-1. ~36. (略)	比重又は定数 (略)	比重 0. 750 (略)	(略)
37. 総合特別区域法 (平成23年法律第 81号) 第22条の2 における道路運送車 両法 (昭和26年法律 第185号) の特別に より、 <u>検査証</u> の有効 期間の伸長をした指 定自家用貨物自動車	<u>検査証</u> の有効期間 の伸長をした旨	総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	その他 (略)
39. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定め るもの及び第4 条表中第3号で 定めるもの (幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第2条第 1項括弧書きの告 示で定めるもの及 び第4条表中第3 号で定めるものに 適合している旨	保安基準第2条及 び第4条の告示で 定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション(○ 本)型) (船底型)	<u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> スタンション(○ 本)型 <u>特車通行許可注意</u> <u>その他</u>
40. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定める もの及び第4条 表中第3号で定め るもの (幅広貨物 輸送用セミトレー ラを除く。)	トラクタとセミトレー ラの組み合わせによ つては特殊車両通 行許可を受けられ ない旨	連結車の <u>組み合わせ</u> によっては、本車 両に指定された最 大積載量で特殊車 両両通行許可を受 けることができな い場合があります。 (略)	(略)
40. ~44. (略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

3-4-21~3-8-6 (略)

5-1. ~36. (略)	比重又は定数 (略)	比重 0. 75 (略)	(略)
37. 総合特別区域法 (平成23年法律第 81号) 第22条の2 における道路運送車 両法 (昭和26年法律 第185号) の特別に より、 <u>自動車検査証</u> の有効期間の伸長を した指定自家用貨物 自動車	<u>自動車検査証</u> の有 効期間の伸長をし た旨	総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	その他 (略)
39. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定め るもの及び第4 条表中第3号で 定めるもの (幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第2条第 1項括弧書きの告 示で定めるもの及 び第4条表中第3 号で定めるものに 適合している旨	保安基準第2条及 び第4条の告示で 定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション(○ 本)型) (船底型)	<u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> スタンション(○ 本)型 <u>(記載なし)</u> <u>特車通行許可注意</u>
40. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定める もの及び第4条 表中第3号で定め るもの (幅広貨物 輸送用セミトレー ラを除く。)	トラクタとセミトレー ラの組み合わせによ つては特殊車両通 行許可を受けられ ない旨	連結車の <u>組み合わせ</u> によっては、本車 両に指定された最 大積載量で特殊車 両両通行許可を受 けることができな い場合があります。 (略)	(略)
40. ~44. (略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

3-4-21~3-8-6 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、以下によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

(前方かつ運転者席から見易い位置)

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外

ただし、上記位置で運転者席の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

3-9-2~3-10 (略)

3-11 (保安基準適合標章の表示)

保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-12~3-13 (略)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に検査証に職権により記録する。

3-14~3-15 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

(1) 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

(2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

(3) (1)若しくは(2)による表示が困難な場合又は運転者や車載カメラが交通状況を確認するために必要な視野又は機能を妨げるおそれのある場合は、運転者等が交通状況を確認するために必要な視野等を妨げるおそれのない位置であって検査標章の文字の識別が可能となる位置

3-9-2~3-10 (略)

3-11 保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-12~3-13 (略)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

3-14~3-15 (略)

第4章～第6章 (略)
別表第1～第6号様式 (略)
別添1～別添3 (略)

第4章～第6章 (略)
別表第1～第6号様式 (略)
別添1～別添3 (略)

附 則 (令和5年2月22日国自整第245号、国自情第312号)

本改正規定は、通知の日から施行する。

ただし、3-9-1の規定にあつては、令和5年7月3日から施行す
る。

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和5年2月
自動車局
整備課

1. 改正の背景

無車検運行防止対策の一環として、これまで前方から見易い位置に表示することを目的としていた検査標章の表示位置を、前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示するよう、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）

2. 改正の概要

- （1）検査標章の表示位置をこれまでの「前方から見易い位置」から、「前方かつ運転者席から見易い位置」として、運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に表示するよう規定する。

※例外

ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

- （2）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和5年2月22日（水）

施行：令和5年7月3日（月）